

平成 27 年度  
包括外部監査結果報告書  
【概要版】

＜テーマ＞

兵庫県教育委員会所管の県立学校に関する  
財務事務の執行及び運営の管理について

兵庫県包括外部監査人  
公認会計士 坂井 浩史

# 目次

## 第1章 包括外部監査の概要

I. 外部監査の種類	1
II. 選定した特定の事件（テーマ）	1
III. 事件を選定した理由	1
IV. 監査の対象期間	2
V. 監査対象の県立学校の選定方法、監査の概要	2
VI. 監査項目別の指摘事項及び意見の数	4

## 第2章 包括外部監査の指摘事項及び意見

I. 総評	5
1. 兵庫県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理	5
2. 県立学校の財務事務の執行及び運営の管理	7
II. 指摘事項及び意見の要約	8
1. 兵庫県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理	8
2. 県立学校の財務事務の執行及び運営の管理	30
<b>別添</b> 指摘事項及び意見のまとめ	39

(注1) 包括外部監査において実施した監査手続は、財務諸表監査における一般に公正妥当と認められる監査手続とは異なるものである。従って、本報告書（概要版）は、県教育委員会及び県立学校の収支予算書及び収支決算書のいかなる項目に対しても、適正性に関する保証を提供するものではない。

(注2) 本報告書（概要版）に含まれている表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

(注3) 本報告書（概要版）における表及び図は、県教育委員会から提出された資料に基づき包括外部監査人が作成した。

(注4) これは報告書の概要版であり、詳細な内容については報告書を参照のこと。

# 第1章 包括外部監査の概要

## I. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

## II. 選定した特定の事件（テーマ）

**「兵庫県教育委員会所管の県立学校に関する財務事務の執行及び運営の管理について」**

## III. 事件を選定した理由

県立学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で県が設置するものをいう。このうち、兵庫県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が所管するのは、兵庫県立の高等学校（平成27年度136校）、特別支援学校（同26校）、中等教育学校（同1校）である。

兵庫県（以下「県」という。）の平成27年度一般会計予算約2兆円のうち、県立学校関連予算である**教育費は、費目別では最大の4,433億円（23.1%）**である。そのうち、**教育委員会の予算は3,988億円（20.7%）**で、**契約や財産管理、人事管理、経理等の事務は、予算規模においてもより適切な対応が必要となる。**

また、**県内では、平成27年度より県立及び市立の高等学校の通学区域を従来の16学区から5学区に再編し、新通学区域における入学者選抜が実施**されたところである。この再編は、平成20年2月に策定された「県立高等学校教育改革第二次実施計画」に基づき検討が始まり、生徒・保護者の高等学校を多様に選択できる権利を保障することを目的とした通学区域の拡大と捉えることができるが、結果として、生徒・保護者がこの再編をどのように評価しているのか、再編前後で各県立高等学校、市立高等学校、私立高等学校の入学者数等にどのような影響が出たのかについては、**県民の重要な関心事となっている。**

さらに、県では、平成27年度一般会計予算において学校整備費73億円を計上している。この主な内容は、校舎等の耐震補強工事費であり、県立学校については平成30年度末に耐震化完了を目指して計画的に事業を進めているところであるが、一方で、**校舎等の老朽化対策や緊急性を要する修繕・改修工事については着工の遅れが目立っている。**県教育委員会では、文部科学省が策定した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」を参考に、「県立学校施設管理計画（仮称）」を策定し、長寿命化改修について検討を始めたところである。**長寿命化改修については、長期的には改築よりも大幅なコストダウンが見込まれるものの、初期段階には単年度コストが増大することが見**

込まれるため、今後どのような考え方を示すのかについては大変注目されるところである。

これらのことから、「兵庫県教育委員会所管の県立学校に関する財務事務の執行及び運営の管理について」をテーマとして、県立学校に関する財務事務及び運営の管理に関し、**耐震補強工事を含む請負契約及び委託契約の入札から支払までにいたる事務は適切に行われているか、校地、校舎等の公有財産及び事務機器等の物品の管理事務は適切に行われているか、勤怠管理を含む教職員の人事関係事務が適切に行われているか、生徒会費等の学校徴収金の管理を含む学校経理事務が適切に行われているか**という観点、将来に向けての課題として、**校舎等の老朽化対策や緊急性を要する修繕・改修工事、課程・学科等のバリエーションをどのように考えるべきか**という観点から、指摘並びに意見をすることは、大きな意義があると考えられるため、特定の事件として選定した。

#### IV. 監査の対象期間

原則として平成 26 年度（必要に応じて、平成 25 年度以前の各年度及び平成 27 年度についても対象とした。）。

#### V. 監査対象の県立学校の選定方法、監査の概要

報告書（概要版）1 頁に記載のとおり、県教育委員会が所管する県立学校は、兵庫県立の高等学校（平成 27 年度 136 校）、特別支援学校（同 26 校）、中等教育学校（同 1 校）である。各県立学校の校長をはじめとした関係者へのヒアリング、各県立学校施設の視察、会計帳簿を中心とした関係書類の閲覧等を通じて、各県立学校における財務事務の執行状況を把握する必要があると判断したことから、生徒数等をはじめとした**規模の重要性**、学区再編により県内が 5 学区（第 1 学区～第 5 学区）に分けられたが、各学区内から少なくとも 1 校ずつ選定するという**地域性に関する方針**、兵庫県立高等学校に関しては、「県立高等学校教育改革第二次実施計画」の趣旨を踏まえ、様々な課程、学科、さらには単位制が設置されていることから、監査対象として**出来る限り多くのバリエーションの県立学校を選定するという方針**のもと、以下の**県立学校 9 校（高等学校：7 校、特別支援学校：1 校、中等教育学校：1 校）を監査対象の県立学校として選定**した。その上で、選定した県立学校については、以下のとおり、各県立学校を訪問し、監査手続を実施した。

【 監査対象とした県立学校及び監査の実施状況 】

学校の 所在地域	県立学校名	課程等	学 科	平成 27 年 5 月 1 日現在		往 査 日
				クラス数	生徒数	
第 1 学区	神戸高等学校	全日制	普通科・総合理学科	27	1,078	11 月 24 日 25 日
	神戸商業高等学校	全日制	商業科・情報科・会計科	21	813	8 月 26 日 9 月 2 日
第 2 学区	阪神昆陽高等学校	多部制	普通科 1 部・2 部・3 部	28	753	9 月 29 日 10 月 7 日
	阪神昆陽特別支援学校	高等部	職業科	18	143	9 月 9 日
	西宮高等学校	全日制	普通科（単位制）・音楽科（単位制）	27	1,073	9 月 8 日 10 日
第 3 学区	農業高等学校	全日制	農業科・園芸科・動物科学科・食品科学科・ 農業環境工学科・造園科・生物工学科	21	831	9 月 30 日
		定時制	普通科	7	217	10 月 8 日
第 4 学区	姫路工業高等学校	全日制	機械科・電気科・工業化学科・ デザイン科・溶接科・電子機械科	21	812	9 月 17 日 28 日
第 5 学区	日高高等学校	全日制	看護科・福祉科	6	223	9 月 15 日 16 日
		専攻科	看護専攻科	2	71	
—	芦屋国際中等教育学校	全日制	普通科	12	474	9 月 18 日 25 日

(※) 芦屋国際中等教育学校の課程等及び学科は後期課程のもの

VI. 監査項目別の指摘事項及び意見の数

監 査 項 目	指 摘 事 項	意 見
<b>1. 兵庫県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理</b>		
(1) 高額物品の調達契約について	3	2
(2) 耐震補強工事について	1	2
(3) 県立学校施設の老朽化対策費用について	1	1
(4) 緊急修繕・環境整備工事の執行状況について	0	1
(5) その他計画整備事業について	0	2
(6) 一括契約を実施している請負・委託契約について	0	1
(7) 学校徴収金の管理について	4	3
(8) 教職員の勤務時間の適正化について	0	1
(9) 備品の管理について	1	0
(10) 望ましい規模と配置の在り方について	0	1
計	10	14
<b>2. 県立学校の財務事務の執行及び運営の管理</b>		
〔1〕 兵庫県立神戸高等学校	1	0
〔2〕 兵庫県立神戸商業高等学校	2	0
〔3〕 兵庫県立阪神昆陽高等学校	2	0
〔4〕 兵庫県立阪神昆陽特別支援学校	1	1
〔5〕 兵庫県立西宮高等学校	3	0
〔6〕 兵庫県立農業高等学校	4	2
〔7〕 兵庫県立姫路工業高等学校	1	0
〔8〕 兵庫県立日高高等学校	3	2
〔9〕 兵庫県立芦屋国際中等教育学校	0	0
計	17	5
合 計	27	19

## 第2章 包括外部監査の指摘事項及び意見

### I. 総評

包括外部監査の対象は、**1. 兵庫県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理、2. 県立学校の財務事務の執行及び運営の管理**である。

それぞれを監査した結果としての総評は以下のとおりである。

#### 1. 兵庫県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理

監査対象とした県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理については、主に県教育委員会事務局財務課が所管しており、財務課が当包括外部監査の窓口となった。また、県教育委員会予算の学校整備費（平成26年度は約100億円）のうち、県立学校施設の耐震化事業（平成26年度は約60億円）は平成30年度完了を目標に進められているが、1件あたりの請負契約額は2～4億円であるため、知事部局である県土整備部に工事請負事務は分任執行しており、耐震化事業関係については、県土整備部契約管理課が当包括外部監査の窓口となった。

県教育委員会事務局は、各県立学校の校長・事務長等の管理職、耐震化事業関係では県土整備部契約管理課とのコミュニケーションは頻繁にとっているが、各学校への指導が形式的になりがちであり、**透明性、公正性、公平性の観点からのもう一步踏み込んだ指導が行われていない事案が散見された。**

結果として、**県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理については、以下の課題が見受けられた。**

**一つ目は、高額物品の調達契約についての課題である。**

報告書（概要版）8頁から11頁にかけて記載されている事案について、**特定の業者1者のみから下見積りを徴収し、その下見積り金額を基に設計価格、予定価格を算定していること、多くの物品をまとめて一括入札に付しているにもかかわらず入札公告期間及び仕様確認期間が十分確保されていなかったことは、透明性、公正性、公平性の観点から重大な問題があり、県教育委員会の指導が不十分であったと言わざるを得ない。稀にしか実施しない高額物品の調達契約については、各県立学校だけで実施するのではなく、各県立学校の入札事務等を指導する県教育委員会が積極的に関与し、適正に指導すべきであったと考えられる。**

**二つ目は、耐震補強工事についての課題である。**

県では、県立学校の耐震補強工事における新たな取り組みとして、県が作成した耐震補強工法に代わる新たな工法の技術提案を受け入れることができる「**設計・施工一括発注方式**」による発注方式を採用し、落札方式については、経済面だけではなく品質向上の提案など価格以外の要素と価格の両方を総合的に評価する「**総合評価落札方**

式」を試行した。工事实績として、平成 24 年度は 2 件、平成 25 年度は 3 件の合計 5 件であったが、期待したほどの経費削減には至らなかったこと、工事着手までに時間がかかること、入札参加者側の負担が大きいこと、また、平成 26・27 年度は、防災対策事業債よりも県負担の少ない緊急防災・減災事業債を財源として活用し、事業を行うため、早期に工事着手し竣工する必要があることを理由に、平成 26 年度以降は「設計・施工一括発注方式」及び「総合評価落札方式」の導入を見送っている。耐震補強工事は技術開発が進み、工事価格だけでなく学校運営中の工事であるため、安全対策や騒音対策等の施工に関するノウハウを活用することができる「設計・施工一括発注方式」及び「総合評価落札方式」の導入に適した工事であったと考えられる。上記のとおり、当該方式の導入を見送った経緯等についての総括を踏まえ、技術的な工夫の余地等があり、当該方式に適した工事については、今後、発注方式として検討すべきである。

また、耐震補強工事に係る仮設校舎の賃貸借契約については、各県立学校において過去に入札参加辞退を繰り返した業者を把握できるよう過去の契約実績における指名業者名、落札業者名及び辞退業者名をまとめた一覧表を県教育委員会が作成し、業者指名の参考資料として入札を実施する県立学校に送付するとともに、適切な助言を行うことで十分な競争原理が担保されるよう努めるべきである。

三つ目は、県立学校の施設設備に関する施策の展開や将来の物品調達の方法についての課題である。

具体的には、県立学校施設の老朽化対策（【指摘事項－5】等）、他の都道府県教育委員会が採用している請負・委託契約についての一括契約の採用（【意見－9】）、将来の生徒数減少を見越した県立学校の望ましい規模と配置の在り方（【意見－14】）についての検討を挙げている。

いずれの検討課題も、県の財政に重要な影響を与えるものである。老朽化対策については、長寿命化改修を実施することで、トータルコストは削減することが可能であるが、当初数年は長寿命化の時期が経過した建物の改築時期と長寿命化対策時期が錯綜することから、一時的にコストが増大するという難しい課題が存在する。請負・委託契約についての一括契約の採用については、県内中小企業への受注機会の確保との兼ね合いをどうするかという課題が存在する。さらに、県立学校の望ましい規模と配置の在り方については、平成 27 年度より新通学区域における公立高等学校入学者選抜を実施された中で、生徒・保護者の混乱が生じないよう当面安定的な学校運営が行われるべきであると理解するものの、少子化に伴い、10 年後には県内の中学校卒業生数は約 6,000 人減少し、今後更に定員を充足しない高校や望ましい規模に満たない高校の増加が予想されることから、生徒一人あたりの経費及び財源、地域の実情についても考慮しながら、継続的な検討課題として、更に有識者の意見を踏まえて、計画的、具体的な長期ビジョンを示すべきである。



## 2. 県立学校の財務事務の執行及び運営の管理

監査対象とした県立学校9校については、それぞれに特長のある校訓や教育方針をもち、しっかりと実践されているという印象であった。また、校訓や教育方針を実践する教職員は、高い意識を持って教育や学校事務にあたられており、頭が下がる思いがしたが、その一方で、【意見-13】に記載のとおり、**教員は部活動や会議書類の作成等により超過勤務が常態化している例が少なからずあり**、教育現場の大変さを垣間見ると同時に、**校長等による実態把握と体調等のフォローが欠かせない職場であるという印象**であった。

教職員の過度の超過勤務を是正し、かつ生徒の教育にできる限り専念できるような環境づくりの為に、「教職員の勤務時間適正化 新対策プラン」に掲載されている「調査・照会・提出書類の簡素化」「校務・業務の効率化・IT化」「学校事務の改善」「会議・研修・出張・研究指定等の見直し」「学校行事・事業の見直し」は是非実現されるべきである。

また、**学校徴収金管理の指摘（【指摘事項-6】等）**については、各県立学校や教員に問題があったというよりも、**県教育委員会の指導が「学校徴収金事務取扱要綱」を制定し、配布するのみにとどまっております、実務者への研修や現場での指導まで行き届いていなかったことが要因となっていると考えるが、事務の効率化についても指導が十分に行われておらず、1年間の出納簿を手書きで記載している県立学校も散見されている。**報告書（概要版）23頁には学校徴収金の帳簿体系図を示しているが、当包括外部監査では、これらを表計算ソフトにより簡単に作成できるようサンプルを県教育委員会に提示したので、ぜひ有効活用していただきたい。

## II. 指摘事項及び意見の要約

### 1. 兵庫県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理

#### (1) 高額物品の調達契約について

##### ① 兵庫県教育委員会の不十分な指導について

###### 【指摘事項－1】【意見－1】（報告書 133 頁）

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件」（平成26年1月24日総務省告示第11号）において、2,700万円以上の物品等の調達契約については、入札は一般競争入札によって行うこととされている。

監査対象とした県立学校9校の物品等の調達契約事務に係る関係書類を閲覧したところ、平成26年度における上記告示に規定されている2,700万円以上の物品等の調達契約は、**兵庫県立姫路工業高等学校**（以下「姫路工業高校」という。）の**約1億3千万円の高額物品の調達契約1件のみ**であった。

上記**姫路工業高校の高額物品調達契約については**、上記告示に基づき、一般競争入札による入札手続が行われており、現行規則に沿って形式上は整っていることを確認した。しかし、県教育委員会では、請負・委託関係事務とは異なり、金額的重要性に応じた物品の入札手続等の事務フローを明確にしておらず、本件では高額物品であるにもかかわらず、低廉物品と同様に姫路工業高校のみで入札手続を実施していた。結果として、**県教育委員会の十分な指導がなかったことにより、以下の指摘事項に記載するように、入札過程において透明性、公正性、公平性の観点から大いに反省すべき点が多い。**

本件のような**稀にしか実施しない高額物品の調達契約については**、各県立学校だけで実施するのではなく、入札事務等を指導する県教育委員会が積極的に関与し、適正に指導すべきであったと考えられる。県教育委員会は、金額的重要性に応じて物品の入札事務等の関与のあり方を明確にし、それぞれの事務フローを検討すべきである。

##### ② 特定の業者1者のみから下見積りを徴収することについて

###### 【指摘事項－2】【意見－2】（報告書 134 頁）

姫路工業高校における高額物品購入に係る一般競争入札では、**5つの物品をまとめて一括で入札に付していた**。この5つの物品は、設計金額ベースで、最も少額のもので約1千万円、最も多額のもので約5千万円であり、**5つの物品合計で約1億3千万円**にもなる。当該入札は、結果的に1者（K社）しか応札せず、同社が落札した。

本件では、**姫路工業高校はK社からしか下見積りを徴収せず**、当該下見積りの金額を参考にして設計金額を決定し、入札が実施された。個別論点に記載のとおり、

特定の業者1者のみから下見積りを徴収し、その下見積り金額を基に設計価格、予定価格を算定していること、5つの物品をまとめて一括入札に付しているにもかかわらず入札公告期間及び仕様確認期間が十分確保されていなかったことは、入札の透明性、公正性、公平性の観点に照らし適切ではないと判断される。

【姫路工業高校が購入した物品】

購入物品名	下見積り金額 (税抜)	設計価格 (税抜)	予定価格 (税抜)	購入金額 (税抜)
5軸立型マシニングセンター等一式 (DMG 森精機セールスアンド サービス製)	26,850,000円	24,733,290円	132,762,037円	24,501,800円
3次元CAD/CAMシステム等一式 (Aiソリューションズ製)	11,494,500円	10,360,000円		10,822,500円
レーザー加工機(2.0KW)等一式 (アマダ製)	32,588,000円	29,617,000円		30,568,050円
6尺旋盤等一式 (アマダマシンツール製)	64,360,000円	55,955,349円		53,649,000円
MPSステーション等一式 (フェスト製)	13,920,000円	12,362,840円		13,158,650円
合計金額	149,212,500円	133,028,479円	132,762,037円	132,700,000円

県の財務規則第85条第4項では、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行時期の長短、支払時期等を考慮して、適正に定めなければならない。」とされている。従って、競争入札にあたり、設計金額を決定する際には、過去の類似入札案件、それが無ければ、他府県の先行事例を参考にして決定すべきである。しかし入札案件によっては、過去の類似入札案件等がない場合や現地確認をしなければわからないような特別な条件等が存在するケースもある。そのような状況で下見積りを特定の業者1者から徴収した場合には、当該業者は自らが提出した下見積り書の金額に基づき、入札予定価格を予測することが可能となり、他の入札参加予定業者に比べ圧倒的に情報有利となる。したがって、下見積りを徴収せざるを得ない場合には、必ず複数の業者から下見積りを徴収すべきである。

【個別論点①：複数の業者から下見積りを徴収することが可能ではなかったか】

なぜK社を下見積り業者を選択して下見積書を徴収したか、という点について県教育委員会に問い合わせた結果、『物品関係入札参加資格(登録)者名簿登録業者のうち、工作機器を第1希望としている登録業者を抽出し(25社)、その中で取扱品目に「旋盤」又は「マシニングセンター」がある業者を抽出したところ、4者になった。その4者の中で、県立工業高校への納入実績等を勘案した。』とのことであった。しかし、K社以外の業者にも下見積りを依頼することが可能であったと考えられる。

【名簿上、取扱品目に「旋盤」又は「マシニングセンター」がある業者】

業者名	所在地	資本金	売上高	県立工業高校納入実績(平成21～25年度)
K社	加古川市	4,000万円	125億円	あり
N社	相生市	—	—	なし
M社	尼崎市	1,000万円	—	なし
T社	豊岡市	2,000万円	—	なし

【個別論点②：5つの物品をまとめて一括入札に付しているにもかかわらず、入札公告期間及び仕様確認期間が十分確保されていなかったのではないか】

入札公告には、「この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。」と記載されており、**仕様確認の受付期限が、実質的には入札に参加できるか否かの期限**となっている。本件の仕様確認の受付期限は**入札公告の日から10日後**になっている。

県の財務規則83条では、入札公告について、「契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、法令に定めのあるもののほか、その入札期日…（中略）…の前日から起算して少なくとも10日前までに県公報、新聞、掲示その他の方法により、次に掲げる事項を公告しなければならない。」と規定されているものの、申込書・入札説明書の交付期限及び仕様確認の受付締切日の設定に関しては、特に定めがなく、自由に設定できる。本件の場合、**稀にしか実施しない高額物品の調達契約**であり、また、入札対象となる物品を取り扱っている業者が4者しかなく、その内の1社である**K社に下見積りを依頼した**ということ、**5つの物品をまとめて一括入札に付していることから、5つの物品をすべて取り扱う業者がそれほど多くないであろう**ということは容易に想像できていた点を勘案すると、他の業者に本入札案件を広く知らしめて、**透明性、公正性、公平性を確保する必要があった**と考えられる。特に、本件の場合は入札日が平成26年6月2日であるのに対し、納入期限は平成26年10月24日と約5か月後という日程になっているため、**申込書・入札説明書の交付期限及び仕様確認の受付締切日をもう少し後の日付に設定することも可能ではなかったか**と考えられる。

【本件の入札スケジュール】

下見積り入手日	第1回仕様策定委員会	第2回仕様策定委員会
平成26年4月2日、平成26年4月10日、平成26年4月18日	平成26年4月10日	平成26年4月23日

入札公告期間 <sup>(注1)</sup>	仕様確認期間 <sup>(注2)</sup>	入札日	契約日 <sup>(注3)</sup>	納入期限
平成26年5月13日～平成26年5月22日	平成26年5月15日～平成26年5月22日	平成26年6月2日	平成26年6月9日	平成26年10月24日

- (注1) 入札期日前日から40日前まで(緊急の場合は10日)  
(注2) 申込書の提出期間、入札説明書の交付期間も同期間である。  
(注3) 契約の相手方決定後7日以内

### ③ 他の県立高校との購入金額の差異について

#### 【指摘事項－3】(報告書137頁)

姫路工業高校と兵庫県立H工業高校(以下「H工業高校」という。)では、平成26年度に「5軸マシニングセンター」、「3次元CAD/CAMシステム」、「レーザー加工機」の3品をK社より購入している。報告書(概要版)9頁に記載の姫路工業高校で一括入札された5品のうちの3品は、ほぼ同時期にH工業高校でも一般競争入札に付されていたこととなる。落札日はH工業高校が平成26年4月30日、姫路工業高校が平成26年6月2日であり、1ヶ月ほどの違いしかないが、下見積り金額は3品合計で姫路工業高校の方が約3百万円安く、また、**落札金額は3品合計で姫路工業高校の購入金額の方が約5百万円安かった。**

両校の仕様策定委員会には、県教育委員会の担当者が立会っているが、**もし、各県立学校の入札事務等を指導する立場にある県教育委員会が積極的に関与していれば、購入額がさらに減少した可能性がある。**

#### 【H工業高校と姫路工業高校との金額比較】

学校名	購入物品名	下見積り金額 (税抜)	購入金額 (税抜)	落札日	落札業者
H工業	5軸立型マシニングセンター等一式 (DMG 森精機セールスアンド サービス製)	28,209,000円	27,254,100円	平成26年4月30日	K社
姫路工業		26,850,000円	24,501,800円	平成26年6月2日	K社
差異		1,359,000円	2,752,300円		
H工業	3次元CAD/CAMシステム等一式 (Aiソリューションズ製)	12,915,000円	11,933,500円	平成26年4月30日	K社
姫路工業		11,494,500円	10,822,500円	平成26年6月2日	K社
差異		1,420,500円	1,111,000円		
H工業	レーザー加工機(2.0KW)等一式 (アマダ製)	32,700,000円	31,719,700円	平成26年4月30日	K社
姫路工業		32,588,000円	30,568,050円	平成26年6月2日	K社
差異		112,000円	1,151,650円		
<b>差異合計</b>		<b>2,891,500円</b>	<b>5,014,950円</b>		

## (2) 耐震補強工事について

### ① 設計関係書類の保存期間

#### 【指摘事項－4】（報告書 139 頁）

耐震補強工事では、県教育委員会から分任を受け、入札等の契約事務を県土整備部県土企画局契約管理課で執行している。

「文書管理規則」第 8 条第 1 項において、**完結文書の保存期間は、別表に定める基準に基づき、課長等又は所長等が決定**するとされており、また、同条第 3 項において、課長等又は所長等は、事務の遂行上の必要があるときは、第 1 項の保存期間を延長することができる」とされている。

しかしながら、契約管理課では、**耐震補強工事に係る設計関係書類について、法令に保存期間の定めがあるものを除き、「文書管理規則」第 8 条別表のうち保存期間 3 年の「契約に関する文書等」に該当するとして、設計会社から納品を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から 3 年経過した日をもって廃棄する取扱い**としていた。

当包括外部監査においては、平成 26 年度に実施された耐震補強工事に係る設計関係書類のうち、既に設計の納品を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から 3 年経過したものについても、結果的には全て現物を確認することはできたが、**設計関係書類の保存期間は、文書管理規則に基づき書類の重要度を考慮して、工事が完了した日の属する会計年度の翌会計年度を起算とすべき**ある。

### ② 発注及び落札方式

#### 【意見－3】（報告書 140 頁）

県では、県立学校の耐震補強工事における新たな取り組みとして、県が作成した耐震補強工法に代わる新たな工法の技術提案を受け入れることができる「**設計・施工一括発注方式**」による発注方式を採用し、落札方式については、経済面だけでなく品質向上の提案など価格以外の要素と価格の両方を総合的に評価する「**総合評価落札方式**」を試行した。

工事実績としては、平成 24 年度は、川西明峰高校第 1 期工事、西宮高校第 2 期工事の 2 件、平成 25 年度は、小野高校第 1 期工事、山崎高校第 1 期工事、川西明峰高校第 2 期工事 3 件の合計 5 件であったが、結果としては、提案工法での落札は 5 件中 2 件（在来鉄骨ブレース工法：1 件、鉄骨ブレース接着工法：1 件）であり、全入札参加者に対する提案者の割合は約 15%（提案者数 11 者／全入札参加者数 73 者）であった。

「設計・施工一括発注方式」及び「総合評価落札方式」の試行結果を検証したところ、①期待したほどの経費削減には至らなかった（落札率が、90%台 4 件、50%台が 1 件（平均は約 85%））、②工事着手まで通常の入札方式の場合は約 2 ヶ月であったが、入札手続開始後、約 10 ヶ月を要した、③技術提案書の作成等に要する

入札参加者側の負担が大きく、県が設計した補強工法に代わる新たな工法の提案が少ない（提案者数 11 者／全入札参加者数 73 者）、といった課題が残る結果となった。

また、平成 26・27 年度は、防災対策事業債よりも県負担の少ない緊急防災・減災事業債を財源として活用し、事業を行うため、早期に工事着手し竣工する必要があることから、「設計・施工一括発注方式」及び「総合評価落札方式」の導入を見送っている。

**耐震補強工事は技術開発が進み、工事価格だけでなく学校運営中の工事であるため、安全対策や騒音対策等の施工に関するノウハウを活用することができる「設計・施工一括発注方式」及び「総合評価落札方式」の導入に適した工事であったと考えられる。上記のとおり、当該方式の導入を見送った経緯等についての総括を踏まえ、技術的な工夫の余地等があり、当該方式に適した工事については、今後、発注方式として検討すべきである。**

### ③ 耐震補強工事に係る仮設校舎賃貸借契約

#### 【意見－4】（報告書 145 頁）

県立学校の耐震補強工事に係る仮設校舎は、工事請負ではなく賃貸借による契約が行われている。これは、①仮設校舎の使用期間（概ね 1 年未満）から判断すると、工事請負契約に比較して安価となること、②工事請負契約とした場合、建設後に財産上の管理が必要となり、本体工事完了後の部材の輸送、保管に多大な経費を必要とするためとのことである。

**県立学校の耐震補強工事に係る仮設校舎は、10 者による指名競争入札により業者選定が行われており、入札事務は、契約後の工事立ち合い等を考慮し、各県立学校が実施している。各県立学校では、「兵庫県物品関係入札参加資格登録システム」の「物品関係入札参加資格者名簿」より入札参加資格者を把握し、業者指名を行っているが、県教育委員会は入札を実施する県立学校に、業者指名の参考として送付する資料に過去の契約実績は示しているものの、適切な助言は行っていない。**

包括外部監査人が、県教育委員会に作成を依頼した「耐震工事に係る仮設校舎賃貸借契約一覧（平成 24 年度契約以降）」によると、契約総数 33 件の契約業者（落札業者）は 6 者に限られており、また、特筆すべき点として、指名されたものの入札参加を辞退した業者が極めて多く、中には全ての入札参加を辞退している業者も存在する。県立学校の耐震補強工事に係る仮設校舎の賃貸借契約については、各県立学校において過去に入札参加辞退を繰り返した業者を把握できるよう過去の契約実績における指名業者名、落札業者名及び辞退業者名をまとめた一覧表を県教育委員会が作成し、業者指名の参考資料として入札を実施する県立学校に送付するとともに、適切な助言を行うことで十分な競争原理が担保されるよう努めるべきである。

### (3) 県立学校施設の老朽化対策費用について

#### 【指摘事項－5】【意見－5】(報告書 147 頁)

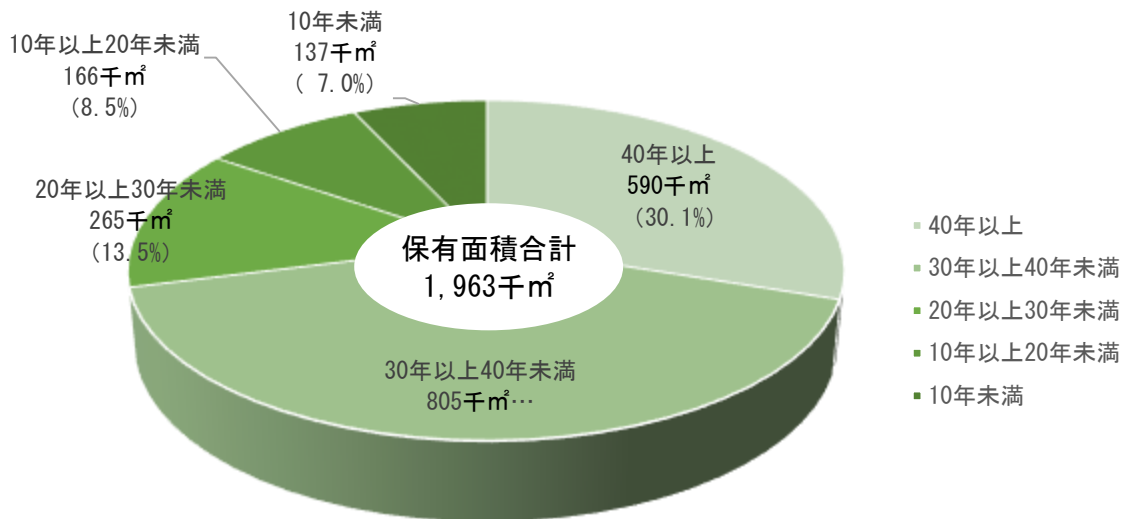
- ① 平成 26 年 5 月末現在の県立学校施設の築後経過年数は、下表のとおり、延床面積比で 30 年以上経過したものが 71%、そのうち 40 年以上経過が 30% であり、老朽化が着実に進んでいる。しかし、**平成 30 年度までの完了を目指す耐震化事業を優先する中、老朽化対策までには十分な予算配分がなされていない。**

次頁表のとおり、過去 5 年の施設整備費（実績）を分析すると、耐震化事業比率は 64%～85% であるが、老朽化対策比率は 3～10% である。

**県立学校施設の経済的耐用年数は 60 年程度とされており、耐震化事業完了後、速やかに実施できるよう、今のうちから具体的な老朽化対策を打ち出すべきである。**

#### 【経年別保有面積（県立学校校舎・体育館）】

(平成 26 年 5 月 1 日現在)



(単位: 千㎡)

経年 (建築年度)	40年以上 (～昭和49)	35～39年 (50～54)	30～34年 (55～59)	25～29年 (60～平成1)	20～24年 (2～6)	15～19年 (7～11)	10～14年 (12～16)	5～9年 (17～21)	5年未満 (22～)	計
高等学校	544	450	275	166	92	97	50	81	24	1,779
特別支援学校	46	53	27	5	2	4	15	13	19	184
計	590	503	302	171	94	101	65	94	43	1,963
構成比率	30.1%	25.6%	15.4%	8.7%	4.8%	5.1%	3.3%	4.8%	2.2%	100.0%
	30.1%	41.0%	13.5%	8.5%	7.0%					100.0%

(注) 高等学校には中等教育学校(1校)を含む。



【 過去 10 年の施設整備費のうちの耐震化事業費、老朽化対策費 】

(単位：千円)

区分	年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	計
最終 決算 額	高等学校整備費 (緊急防災・減災含む)	10,834,027	13,949,763	12,773,950	12,903,305	5,956,534	10,649,245	15,028,813	7,600,839	4,687,653	9,066,690	92,616,792
	特別支援学校 整備費 (緊急防災・減災含む)	839,526	533,593	910,193	786,521	7,313,127	1,789,252	1,299,106	220,919	3,240,247	1,034,382	17,127,340
	計 (①)	11,673,553	14,483,356	13,684,143	13,689,826	13,269,661	12,438,497	16,327,919	7,821,758	7,927,900	10,101,072	109,744,132
	うち学校新增築 等決算額	1,121,023	1,176,319	635,976	6,949,952	6,085,136	1,405,014	863,352	84,184	1,637,416	1,823,059	20,660,408
	うち耐震化事業 決算額 (②)	7,288,821	8,562,628	9,904,364	3,530,039	4,496,937	8,555,512	13,541,322	6,718,541	5,179,675	6,473,199	66,962,217
	耐震化事業比率 (②÷①×100%)	62.4%	59.1%	72.4%	25.8%	33.9%	68.8%	82.9%	85.9%	65.3%	64.1%	61.0%
	うち緊急整備・ 環境整備 (老朽化対策) 決算額 (③)	2,713,596	3,972,534	2,521,943	2,649,639	1,925,368	1,327,774	641,952	422,001	622,101	591,924	14,675,236
	老朽化対策比率 (③÷①×100%)	23.2%	27.4%	18.4%	19.4%	14.5%	10.7%	3.9%	5.4%	7.8%	5.9%	13.4%
うちその他経費 (EV・空調・非構造 対策等)	550,113	771,875	621,860	560,196	762,220	1,150,197	1,281,293	597,032	488,708	1,212,890	7,446,271	

② 具体的な老朽化対策として、早急に長寿命化改修の導入を検討すべきである。

文部科学省が策定した「学校施設の長寿命化改修の手引」によれば、長寿命化改修とは、物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げるための改修である。構造体の劣化が重度にならないうちに、適切なタイミング（概ね築後 45 年程度まで）に補修・改修を行うとともに、設備や仕上げを一新することにより、**物理的耐用年数を 80 年程度（改修後 30 年以上）にまで延ばすことが可能となる。**

③ 文部科学省が策定した「学校施設の長寿命化改修の手引」や公有財産台帳による県立学校施設の建築年度ごとの延床面積等により、現在の学校数をそのまま継続することとして試算した結果によれば、長寿命化改修を行う場合と、経済的耐用年数である 60 年周期で建物を取り壊して改築を行う場合を比較したところ、**長寿命化改修を選択すると、改築を選択した場合と比較して、30 年間で約 1,000 億円のコスト削減、年平均で 33 億円のコスト削減の効果が見込まれるとのことである。**

上記試算では、平成 35 年頃までは、長寿命化改修を選択すると、改築を選択した場合と比較して単年度コストが増大するため、長寿命化改修を選択することについては、躊躇する向きがあるかもしれないが、それ以降のコスト削減効果は、上述のとおり極めて大きいことを考えると、長寿命化改修の選択を真剣に検討する必要があると考える。

【 県立学校施設の老朽化対策に係る費用の試算 】

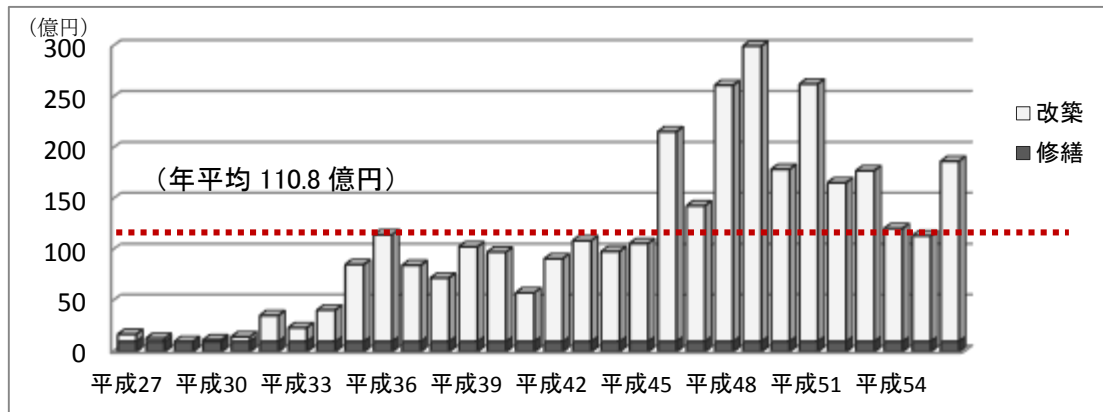
改築と長寿命化改修の費用比較

① 改築（60年周期）	：	30年間で3,323億円（年平均110.8億円）
② 長寿命化改修	：	30年間で2,321億円（年平均77.4億円）
※改築中心と比べ30%（約1,000億円）のコストダウン		

① 改築中心

<前提条件>

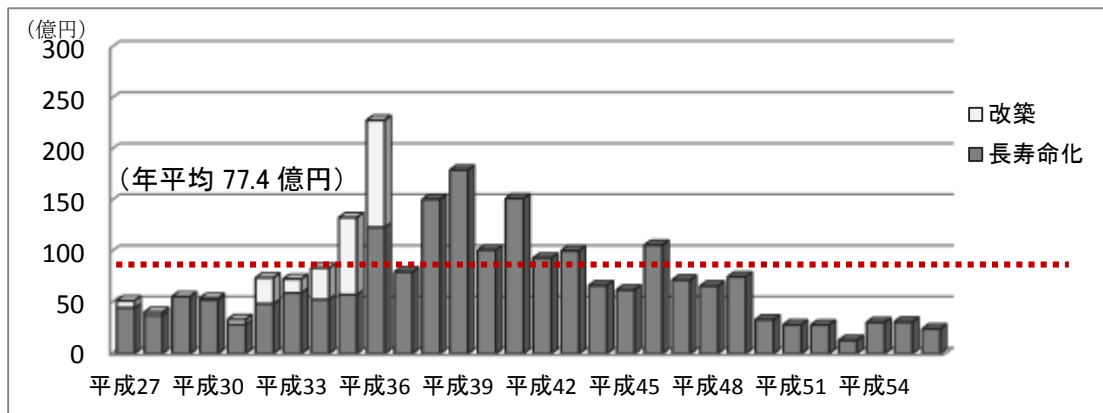
- ・ 築年数が60年を経過した時点で改築
- ・ 改築費用は1㎡あたり20万円
- ・ 撤去費用は1㎡あたり2.5万円（計22.5万円）
- ・ 年間10億円の修繕費用を見込



② 長寿命化改修中心

<前提条件>

- ・ 築年数50年以内のものは長寿命化改修を選択（50年経過時点で改修）
- ・ すでに築年数50年を超えているものは改築を選択（60年経過時点で改築）
- ・ 長寿命化改修費用は、改築費用合計の6割（13.5万円）と推計
- ・ 長寿命化改修後の物理的耐用年数（≒目標使用年数）は80年



## 【 県立学校施設の老朽化対策費用（長寿命化試算） 】

<前提条件>

- ① 改築中心
  - ・ 築年数が 60 年を経過した時点で改築
  - ・ 改築費用は 1 m<sup>2</sup>あたり 20 万円、撤去費用は 1 m<sup>2</sup>あたり 2.5 万円の合計 22.5 万円と推計
  - ・ 年間 10 億円の修繕費用を見込
- ② 長寿命化改修中心
  - ・ 築年数 50 年以内のものは長寿命化改修を選択（50 年経過時点で改修）
  - ・ すでに築年数 50 年を超えているものは改築を選択（60 年経過時点で改築）
  - ・ 長寿命化改修費用は、改築費用合計の 6 割（13.5 万円）と推計
  - ・ 長寿命化改修後の物理的耐用年数（≒目標使用年数）は 80 年

（単位：億円）

年度	①改築中心 (A=C+D)			②長寿命化中心 (B=E+F)			長寿命化 (F) ※改築費×0.6	
	改築 (C)	修繕 (D)	改築 (E=C) ※H36 まで、H57 から					
平成 27	16.9	6.9	10.0	51.7	6.9		44.8	平成 37 改築分
平成 28	13.1	3.1	10.0	40.5	3.1		37.4	平成 38 改築分
平成 29	10.0	0.0	10.0	55.8	0.0		55.8	平成 39 改築分
平成 30	11.6	1.6	10.0	54.2	1.6		52.6	平成 40 改築分
平成 31	14.6	4.6	10.0	33.3	4.6		28.6	平成 41 改築分
平成 32	35.4	25.4	10.0	74.2	25.4		48.7	平成 42 改築分
平成 33	23.5	13.5	10.0	72.9	13.5		59.4	平成 43 改築分
平成 34	40.7	30.7	10.0	83.7	30.7		53.0	平成 44 改築分
平成 35	85.5	75.5	10.0	133.1	75.5		57.6	平成 45 改築分
平成 36	114.8	104.8	10.0	228.4	104.8		123.6	平成 46 改築分
平成 37	84.7	74.7	10.0	79.9	-		79.9	平成 47 改築分
平成 38	72.3	62.3	10.0	150.9	-		150.9	平成 48 改築分
平成 39	102.9	92.9	10.0	179.6	-		179.6	平成 49 改築分
平成 40	97.7	87.7	10.0	101.4	-		101.4	平成 50 改築分
平成 41	57.7	47.7	10.0	151.7	-		151.7	平成 51 改築分
平成 42	91.2	81.2	10.0	93.5	-		93.5	平成 52 改築分
平成 43	108.9	98.9	10.0	100.6	-		100.6	平成 53 改築分
平成 44	98.3	88.3	10.0	66.5	-		66.5	平成 54 改築分
平成 45	106.1	96.1	10.0	62.3	-		62.3	平成 55 改築分
平成 46	216.0	206.0	10.0	106.1	-		106.1	平成 56 改築分
平成 47	143.1	133.1	10.0	72.0	-		72.0	平成 57 改築分
平成 48	261.5	251.5	10.0	66.1	-		66.1	平成 58 改築分
平成 49	309.4	299.4	10.0	75.2	-		75.2	平成 59 改築分
平成 50	179.0	169.0	10.0	33.1	-		33.1	平成 60 改築分
平成 51	262.8	252.8	10.0	28.1	-		28.1	平成 61 改築分
平成 52	165.9	155.9	10.0	27.9	-		27.9	平成 62 改築分
平成 53	177.6	167.6	10.0	12.9	-		12.9	平成 63 改築分
平成 54	120.9	110.9	10.0	30.5	-		30.5	平成 64 改築分
平成 55	113.8	103.8	10.0	30.9	-		30.9	平成 65 改築分
平成 56	186.9	176.9	10.0	24.2	-		24.2	平成 66 改築分
30 年間の 合計コスト	<b>3,323.0</b>	-	-	<b>2,321.2</b>	-	-	-	-
平成 57	▲ 130.0	120.0	10.0	▲ 103.1	74.7	平成 27 長寿命化分	28.4	平成 67 改築分
平成 58	▲ 120.2	110.2	10.0	▲ 80.2	62.3	平成 28 長寿命化分	17.9	平成 68 改築分
平成 59	▲ 135.3	125.3	10.0	▲ 161.0	92.9	平成 29 長寿命化分	68.1	平成 69 改築分
平成 60	▲ 65.2	55.2	10.0	▲ 110.9	87.7	平成 30 長寿命化分	23.2	平成 70 改築分
平成 61	▲ 56.9	46.9	10.0	▲ 56.2	47.7	平成 31 長寿命化分	8.5	平成 71 改築分

**長寿命化改修の方が約 1,000 億円のコスト削減**

#### (4) 緊急修繕・環境整備工事の執行状況について

##### 【意見－6】(報告書 152 頁)

県教育委員会の調べによると、平成 26 年度の緊急修繕・環境整備工事の各学校からの要望に対する執行率は、件数で 35.2%、金額で 23.8%と低い。厳格な査定が行われた結果であり、コスト削減の努力の表れであるという一面がある。一方で、各県立学校から緊急修繕・環境整備工事として県教育委員会に予算要求があったものの、執行されなかったことによる影響について、県教育委員会で各県立学校の意見を確認した上で、翌年度以降の予算確保に向けて、慎重に検討すべきである。

##### 【緊急修繕・環境整備執行額（平成 26 年度）】

(単位：千円)

区分	改修具体例	要望件数	要望額	執行件数	執行額	執行率 (件)	執行率 (金額)
		A	B	C	D	C/A	D/B
1	法令点検等で不十分(指摘・推奨)とされたもの	70	93,119	51	53,364	72.9%	57.3%
2	老朽化等よるもの	421	849,194	183	224,636	43.5%	26.5%
3	近隣住民、地域に影響(苦情)があるもの	81	238,868	22	66,767	27.2%	28.0%
4	躯体の状況に著しく影響をおよぼすもの	165	491,425	54	64,829	32.7%	13.2%
5	授業等において不都合が生じているもの	220	456,821	55	120,656	25.0%	26.4%
6	小規模災害復旧修繕等	187	352,711	38	61,672	20.3%	17.5%
合計		1,144	2,482,138	403	591,924	35.2%	23.8%

#### (5) その他計画整備事業について

##### 【意見－7】【意見－8】(報告書 154 頁)

各県立学校からは、(4)の緊急修繕・環境整備工事以外にも、その他計画整備事業についての工事実施要求がある。この工事実施要求(次頁 計画整備事業(学校要望))を確認したところ、予算要求金額合計は 6,053 百万円となっている。

緊急性を要する修繕・改修工事の執行を優先すべきであり、予算執行率が低いことについては、仕方のない面があると考えるが、当該事業の管理については、以下の点において改善すべきものとする。

- ① 次頁の表は、平成 26 年度の各県立学校からの「その他計画整備事業」の要求内容を県教育委員会事務局が、一覧表にまとめたものを包括外部監査人

が要約したものである。

一覧表によると、各県立学校からの工事实施要求の内容については、金額の記載がなく、予算規模を把握できないものが205件(25.9%)ある。このように予算規模がわからないかたちでの工事实施の要求については、多くの工事实施の要求がある中においては、採用される可能性が極めて低いことを考えると、現状では各県立学校、県教育委員会双方にとってあまり意味がないように思われる。

**県教育委員会において予算総額を考慮し、要求すべき事業を実現可能性があるものに絞り込むなど、明確な基準を示したうえで、各県立学校に、少なくとも業者見積りを徴収する等して、金額の記載を行うように指導すべきである。**

### 【 計画整備事業（学校要望） 】

区 分	要望件数	要望額		要望額 (百万円)
		要望額 記 入	要望額 未記入	
法令点検の点検項目等に関連するもの 消防設備や高圧受電設備等の改修 等	34	24	10	174
施設設備等の老朽化に対応するもの 校舎床全面張替、給排水設備やトイレ改修 等	237	173	64	1,572
近隣住民、地域に影響を改善するもの 防球ネットの嵩上げや新設、樹木選定 等	53	44	9	495
躯体に悪影響を及ぼすもの 大規模な外壁塗装や屋上防水 等	166	127	39	1,785
授業等の改善を図るもの 運動場改修、プール改修、実習設備更新 等	127	91	36	1,144
新設や環境を改善するもの 自転車置場新設、照明器具のLED化 等	140	99	41	734
その他 法面改修、舗装工事 等	34	28	6	150
合 計	791	(74.1%) 586	(25.9%) 205	6,053

(注) 合計欄 ( ) 内は要望件数に占める比率

### (6) 一括契約を実施している請負・委託契約について

#### 【意見一〇】(報告書156頁)

一括契約とは、県立学校の調達事務や委託契約等において、本庁又は地区(エリア)等で一括して業者の選定や契約を統括し、スケールメリットを図る取組のことをいう。

包括外部監査人が県教育委員会に依頼し、兵庫県を除く次頁表の11の都道府県教育委員会にアンケートを実施した結果、3以上の都道府県教育委員会を実施していることが判明した一括契約の内容は次頁表のとおりである。兵庫県以外の各都道

府県教育委員会では、兵庫県教育委員会が実施していない一括契約を数多く行っており、その中でも、**兵庫県教育委員会が、一括契約ではなく各学校別に契約を行っている自家用電気保安管理委託や機械警備委託については、多くの都道府県教育委員会において、一括契約を行っている。**

一括契約については、164校<sup>(注2)</sup>もの県立学校に関する業務をまとめて契約するため、発注量が増加し、各学校別に契約を行う場合と比較し、コストダウン効果を期待できる。一方で、県立学校の請負・委託契約については、県内業者と長年の取引があり、これら業者の経営に重要な影響を与えている場合があり、県内中小企業への受注機会の確保という観点も必要となる。

**各都道府県教育委員会の一括契約の状況を踏まえて、県教育委員会はコストダウン効果が期待できる一括契約を増加させることを検討すべきである。**

**【 アンケートの結果、3以上の都道府県教育委員会で実施していることが判明した一括契約の内容 】**

内容	都道府県名及び校数												県数
	兵庫 164	北海道 259	東京 268	千葉 156	埼玉 174	神奈川 172	静岡 128	愛知 174	京都 58	大阪 172	広島 97	鳥取 32	
電気受給契約	●		△		○	○			○	◎		◎	7
複写機サービス契約(リース)	○	△	△	◎		○				◎	◎	◎	8
用紙単価契約	△	△	◎△	◎	○	◎		◎	○	◎	◎	◎	11
物品単価契約	◎	△	△	◎		◎		◎	○	◎	◎	◎	10
工事設計委託	◎		△					◎	◎		◎	◎	6
自家用電気保安管理委託		△	△		◎	◎	△	◎	◎	◎	△	◎	10
機械警備委託		△	△		◎		△		◎	◎	◎	◎	8
消防設備点検委託		△	△		◎		△		◎		△	◎	7
環境衛生管理委託		△	△		◎								3
電話設備保守委託			△							◎		◎	3
浄化槽保守委託		△	△				△			◎	△		5
冷暖房・空調保守委託			△		◎						△	◎	4
エレベーター保守委託		△	△		◎					◎	△	◎	6
プール保守委託			△				△			◎			3
一般廃棄物処理委託		△	△				△		◎		△		5
不燃物処理委託		△	△						◎			◎	4
電算機保守委託		△	◎					◎			◎	◎	5
複写機保守委託		△	△									◎	3
簡易水道法定検査		△	△							◎			3
ピアノ調律業務		△								◎	△		3

(注1) 包括外部監査人が県教育委員会に依頼し、各都道府県にアンケートを行った結果である。

なお、以下のとおり業者選定及び契約実施機関を分類分けする。

- ◎ 本庁で業者選定及び契約
- 本庁で業者選定、出先機関（学校経営支援センター等）、入札事務実施校、各学校で契約
- 入札事務実施校で業者選定、本庁で契約
- △ 出先機関又は入札事務実施校で業者選定及び契約

(注2) 兵庫県の学校数は平成27年3月31日現在である。（県立高等学校138校 県立特別支援学校25校 中等教育学校1校）

## (7) 学校徴収金の管理について

### ① 帳簿の整備

#### a) 往査した県立学校における問題点

#### 【指摘事項－6】【指摘事項－7】【指摘事項－8】(報告書 158 頁)

学校徴収金は、教育活動において必要となる経費のうち、受益者負担の考え方に基づき、保護者等が負担している経費である。県教育委員会では、学校徴収金の適正かつ効率的な運営及び会計事故の未然防止を図るために、平成 19 年 1 月 17 日教財 1451 号の教育長通知により、「学校徴収金事務取扱要綱」が制定され、平成 19 年 4 月 1 日から施行されている。

今回の包括外部監査の結果、往査した県立学校において**学校徴収金事務取扱要綱の遵守及び内部統制の整備という観点から以下の問題点が見受けられた。**

#### 一つ目は出納簿等の作成、保存についての問題点である。

学校徴収金事務取扱要綱第 9 条では、「会計担当者は、学校徴収金の事務処理にあたり、予算案及び決算案を作成すること、収入決定書及び支出決定書を作成すること、予算及び決算について、保護者等への通知文書を作成すること」が、第 11 条では「すべての収支は、出納簿に記載すること」が義務づけられている。

しかしながら、今回の包括外部監査の結果、**学校徴収金事務取扱要綱において求められている出納簿や決算報告書等の作成が行われていないケースが数多く散見された。**また、第 11 条第 2 項では「保存を要する出納簿、預金通帳、収支書類等の保存期間は、当該年度経過後 5 年」とされているにもかかわらず、**一部の県立学校においては、平成 26 年度の証拠書類等が既に廃棄されているケースも見受けられた。**

県教育委員会は、学校徴収金について再度要綱の遵守を徹底するとともに、積極的に指導を行うべきである。

#### 二つ目は、業者への現金支払いについての問題点である。

学校徴収金に係る業者支払いについて、頻繁に現金で支払いをしているケースが見受けられたが、盗難等のリスク等を勘案すると原則銀行振込とすべきである。やむを得ず、現金で支払う場合でも、預金口座からの出金後から支払いまでの間は、県立学校の金庫に保管しておくべきである。

また、県教育委員会は現金の取扱ルールについて、各県立学校を指導すべきである。

三つ目は、教員による業者への立替払いについての問題点である。

学校徴収金において、やむを得ず教員が業者への立替払いを行っているケースが見受けられた。立替払いは、一時的なものではあったが、20万円を超えるものがあるなど、教員一個人が立替えるには高額であり、好ましくない。

教員による立替払いについては、原則として禁止とし、やむを得ない場合の対応方法等についてルールを定め、周知徹底を図るべきである。

#### b) 県教育委員会において対応すべき事項

【指摘事項－9】【意見－10】【意見－11】（報告書 161 頁）

学校徴収金事務取扱要綱第 15 条では、校内監査委員による監査を行うことになっており、監査を受ける前提として、単に出納簿を作成するだけでなく、証拠書類と出納簿、勘定明細、決算報告書の関係性を説明できるよう帳簿を整備し、決算書を作成する側が説明責任を果たせるように県教育委員会は各県立学校に対する指導を徹底すべきである。

当包括外部監査では、県教育委員会に次頁の帳簿体系図を提示し、表計算ソフトを利用して帳簿を整備する方法について意見交換を行った。県教育委員会では、表計算ソフトを利用した標準的な帳簿体系を準備し、これを県立学校に配布することで、学校徴収金の決算を担当する教員が効率的かつ適切に学校徴収金の管理が行えるよう、各県立学校の指導を徹底すべきである。

なお、教員は、学校徴収金及び会計についての知識が十分でない場合も多いことから、学校徴収金の管理についての研修会の実施、会計事務に精通した者が適切な指導を行う等の対応をすべきである。





## ② 学校徴収金の未納

### 【意見—12】（報告書 164 頁）

学校徴収金の未納割合を引き下げするため、各県立学校では様々な取り組みを行っているが、未納割合が高い学校もある。県教育委員会は、授業料については県の歳入（公費）であるため、その滞納については各県立学校に対しシビアな対応を求めている。しかし、学校徴収金については、公費以外の私費であり、また、各県立学校が教育活動のため校長の承認のもとに保護者から徴収するものであるため、その滞納については、各県立学校に対応を任せており、積極的には関与していない。

**学校徴収金の未納は、県立学校全体に関する問題であり、県教育委員会は学校徴収金の未納割合を下げるための施策について、各県立学校で意見交換を行う機会等を設けるべきである。**

## （8）教職員の勤務時間の適正化について

### 【意見—13】（報告書 165 頁）

平成 18 年 7 月 1 日付で兵庫県教育長名にて、各県立学校長宛てで、「長時間の時間外勤務に対する健康管理医による指導等の実施について（通知）」が発出され、「従事時間申告表」の活用による教員の勤務時間等の管理が行われている。各県立学校の教員の勤務時間等の管理は、主として教頭が中心となって実施していることから、今回の包括外部監査の対象となった県立学校について、学校往査時に教頭へのヒアリングを実施した。その結果、現在の状況について、例えば以下のような様々な意見を聴くことができた。

意見①	教員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当が支給されないことから、従事時間申告表を正確に記入するインセンティブが働かず、また、1ヶ月の超過勤務時間が100時間を超えた場合には医師の面接指導を受けるよう指導されることとなる。そのため、正確に記入するよう各教員に指導しているが、実際の勤務時間よりも明らかに短い時間を記入していると思われる教員も存在する。
意見②	勤務時間の善し悪しを一概に判断することは難しい。部活動に熱心な教員や国家試験や資格試験対策のために放課後も生徒に様々な指導を行っている教員等については勤務時間が長くなる傾向にある。しかし、当該教員に対して、勤務時間を減らすよう指導することが教員並びに生徒にとって望ましいと言えるかどうかは判断が分かれると考えられる。
意見③	現在は出勤簿と従事時間申告表を使用して勤務時間等の管理を行っているが、タイムカードなどを導入すればより効率的に管理を行うことが出来ると考えられる。
意見④	従事時間申告表に教員自らが時間を入力することで、無駄な時間がなかったかなど自らの業務を振り返ることができるため、業務効率改善のために有効に使うべきものと考えられる。

上記のとおり、各教頭が教員の勤務時間等の管理について様々な意見を有していることが分かったが、その一方、多くの教頭が共通して述べられていたことは、「**学校の教員は非常に多忙である**」ということであった。

そもそも、公立学校の管理職以外の教員には、労働基準法第 37 条の時間外労働における割増賃金の規定が適用除外となっており、公立学校の義務教育諸学校等の教員職員の給与等に関する特別措置法第 3 条に基づき、時間外勤務の多寡に関わらず、全員一律に給料月額額の 100 分の 4 に相当する額の教職調整額が支給されている。また、**公立学校の教員に時間外勤務を命じることができる場合は**、「公立学校の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成 15 年政令第 484 号）」により、「**校外実習その他生徒の実習に関する業務**」、「**修学旅行その他学校の行事に関する業務**」、「**職員会議に関する業務**」、「**非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務**」の 4 項目に限定されている。

しかし、平成 25 年 2 月に兵庫県教職員の勤務時間適正化取組評価検討会が「教職員の勤務時間適正化 新対策プラン」（以下「新対策プラン」という。）を公表し、その中で**平日の実質的な超過勤務時間は平均約 3 時間、休日の労働（職場での労働時間、持ち帰り労働時間）は平均 46 分**とされていることから、**上記 4 項目に該当しない項目についても教員が多くの時間を割いていることが推察**される。

学校を取り巻く環境は、時代や社会の状況を反映して複雑化しており、学校に求められる役割や機能はより高度化、多様化している。各教職員が担う業務量が増大する中、社会のニーズに出来る限り応えようとした結果、上記のような「多忙化」の状況が常態化しているとも言えるが、その一方で、精神疾患により病気休暇等を取得した教職員が少なくない割合で存在することも事実である。

**職場としての学校が教職員の心身の健全化を図ることによって生徒に明るい表情が宿るのではと考えられるので、過度の超過勤務は全ての局面で是正されるべきであり、新対策プランに掲揚されている「調査・照会・提出書類の簡素化」「校務・業務の効率化・IT 化」「学校事務の改善」「会議・研修・出張・研究指定等の見直し」「学校行事・事業の見直し」の項目は是非実現されるべきである。**

## （9）備品の管理について

### 【指摘事項－10】（報告書 168 頁）

【**指摘事項-12**】等に記載のとおり、各県立学校における備品の管理状況を確認した結果、備品整理票が各備品に貼付されていない等、**備品管理要領に基づく備品の管理が適切に行われていない事例が散見された**。また、殆どの県立学校で**備品の定期的な棚卸（備品出納簿と現物の照合）は実施されていなかった**。更には、**現在、各備品が学内のどこで使用・保管されているかについての情報が備品出納簿等に登録されておらず、現物確認を実施した際に多大な時間を要した県立学校もあった**。

各県立学校には様々な種類の備品が多数保管されており、備品の棚卸を一時期に集中して実施することは困難であると考えられるが、実施場所を分けローテーションで棚卸を実施する循環棚卸を実施する、また、各備品の保管・使用場所を備品出納簿等に登録するなど、**県教育委員会は各県立学校に対して備品の管理を適切に行うよう指導すべきである。**

#### (10) 望ましい規模と配置の在り方について

**【意見-14】** (報告書 169 頁)

##### ① 生徒一人あたりの経費を勘案した上での県教育委員会の考え方

当包括外部監査では、県教育委員会に対して、平成 26 年度の決算数値を基礎に、学科別（普通科については更にクラス数別）の生徒一人あたりの経費及び財源についての資料を徴求し、生徒一人あたりの経費を勘案した上での、望ましい規模と配置の在り方に関する県教育委員会の考え方についての回答を求めた。

県教育委員会の回答は以下のとおりであった。

#### **【 生徒一人あたりの経費を勘案した上での、望ましい規模と配置の在り方に関する県教育委員会の考え方 】**

全日制普通科の学校は一人当たりの経費は、1 学年 3 クラス以下になると、大幅に増加するが、4 クラス以上では 65 万円～78 万円となっている。

1 学年 3 クラス以下の普通科の学校は下表のとおり、東播磨 1 校、北播磨 2 校、中播磨 3 校、西播磨 3 校、但馬 5 校、丹有 1 校と人口の少ない地域に存在している。

県立高等学校教育改革第二次実施計画において、「すべての学年が 1 学級となった学校は、地域と連携してその活性化方策を研究するとともに、地域の過疎化や中学校の進路指導への影響にも配慮し、連携型中高一貫教育校などの特色ある学校として存続するか、近隣校と統合するか検討する。また、入学者が生徒定員の 2 分の 1 に満たない状態が 3 年間続き、その後も生徒数の増加が見込めないときには原則として募集を停止する」こととしている。

本県では、すべての学年が 1 学級となった学校について、地域からの存続の強い要望があり、地元住民等関係者からなる協議会から具体的な支援方策等が示された学校は存続することとし、地域と連携した魅力・特色づくりを推進している。

また、これまで、入学者が生徒定員の 2 分の 1 に満たない状態が 3 年間続いた分校を廃止した学校はあるが、現在、入学者が生徒定員の 2 分の 1 に満たない状態の学校はない。

さらに、これらの地域では、通学区域も広く、これ以上学校数を減らせば、自宅から遠方となり通学出来ない生徒も出てくることから、経済効率性だけをもって統廃合の検討することは極めて困難である。

【 全日制普通科高校 地区別・学級数別学校数 (平成 27 年度) 】

地区 学級数	神戸地区	阪神地区	東播地区	北播地区	中播地区	西播地区	但馬地区	丹有地区	淡路地区	計
1					1	1		1		3
2					1	1	3			5
3			1	2	1	1	2			7
4				2		2	1	1		6
5	1	2		1	3		1		1	9
6	2	3	1	1	1	1		1	2	12
7	3	5	3	2	2	2		2		19
8	7	8	7							22
9	1									1
合 計	14	18	12	8	9	8	7	5	3	84

【 生徒一人あたりの経費及び財源 (平成 26 年度) 】

(単位：千円)

学科	クラス数	学校数	生徒数平均	歳出							財源				
				人件費	旅費	需用費	使用料・委託料等	原材料費	工事請負費等	備品購入費	計	授業料等	手数料	財産収入等	一般財源
普通科		79	735	663	7	22	9	0	1	1	702	109	3	2	589
	1	3	107	1,407	30	53	41	0	0	1	1,532	109	3	5	1,416
	2	4	202	1,148	20	47	30	0	0	4	1,250	110	3	3	1,134
	3	5	344	896	13	31	13	0	5	2	959	109	3	3	845
	4	1	465	731	5	26	16	0	0	0	778	109	3	2	664
	5	8	579	733	9	26	12	0	0	1	782	108	3	2	669
	6	13	731	686	7	23	10	0	1	1	727	107	3	2	616
	7	17	814	638	5	21	9	0	0	0	674	109	3	2	560
	8	22	927	614	5	21	8	0	0	1	650	109	3	2	536
	9	6	1,067	619	5	19	7	0	0	1	651	109	3	1	537
普通科(単位制)		7	886	726	6	23	11	0	0	1	768	110	3	1	654
農業科		8	545	1,042	10	88	20	1	1	6	1,168	105	3	57	1,004
工業科		11	739	1,018	9	33	23	0	1	1	1,084	101	3	3	977
商業科		2	787	748	7	27	28	0	0	1	811	109	3	1	697
水産科		1	352	1,631	49	129	35	2	0	18	1,866	110	3	10	1,743
看護科		2	584	1,165	13	34	30	0	0	2	1,244	101	3	4	1,137
国際科		2	417	1,053	16	25	16	0	0	1	1,110	78	3	5	1,025
総合学科		13	687	836	8	27	16	0	0	1	889	108	3	3	775
全通併置校		1	2,185	301	2	8	7	0	1	0	320	36	1	1	282
全日制		126	729	733	7	27	12	0	1	1	781	105	3	5	669
定時・多部制		10	320	1,278	8	37	16	0	1	1	1,340	28	1	4	1,307
通信制		1	895	447	3	10	7	0	0	0	467	10	1	0	457
特別支援学校		25	151	7,609	32	121	185	0	2	7	7,957	0	0	5	7,952
合計(平均)		162	615	1,015	8	31	19	0	1	1	1,076	99	3	5	970

(※) 芦屋国際中等教育学校を含む。分校は含まない。

学科：農業科～看護科と普通科の併置校は職業学科に分類した。その他の職業学科と普通科の併置校は普通科に分類した。

定時・多部制：全定併置校は全日制に分類した。  
 クラス数：平成 26 年度の 1 年生のクラス数で分類した。  
 歳出は節ごとに集計し、主なものは下記のとおりである。

区分	経費区分	主なもの
歳出	人件費	教職員、時間講師、臨時講師等の人件費
	旅費	出張旅費、通勤旅費
	需用費	光熱水費、消耗品購入費、修繕費 等
	使用料、委託料等	コンピューターリース料、機械警備委託費、消防設備点検費、各種保守委託費、電話代 等
	原材料費	実習材料費
	工事請負費等	改修工事、下水道工事負担金 等
	備品購入費	施設管理用備品購入費
財源	授業料等	授業料、授業料不徴収交付金（2、3年生）、就学支援金（1年生）
	手数料	入学審査料、入学料、各種証明書発行手数料
	財産収入等	目的外使用許可収入、教職員住宅賃貸料、農産物等売払収入

## ② 包括外部監査人からの提言

県教育委員会の考え方は、平成 27 年度より新通学区域における公立高等学校入学者選抜を実施された中で、生徒・保護者の混乱が生じないよう当面安定的な学校運営が行われるべきであり、包括外部監査人としても一定の理解ができるものである。

しかしながら、過去 3 年間に於いて 2 年以上定員充足率が 90%未満の高校は、下表のとおりである。また、県立高等学校長期構想検討委員会報告にも記載されているように、少子化に伴い、10 年後には県内の中学校卒業生数は約 6,000 人減少し、今後更に定員を充足しない高校や望ましい規模に満たない高校の増加が予想されることから、**望ましい規模と配置の在り方については、生徒一人あたりの経費及び財源(平成 26 年度)、地域の実情についても考慮しながら、継続的な検討課題として、更に有識者の意見を踏まえて、計画的、具体的な長期ビジョンを示すべきである。**

## 【 全日制高校の志願倍率、定員充足率の落ち込み 】

	地区	学校名	学科	コース 又は特色 ある類型	学校所 在地	平成 25 年受検者数				平成 26 年受検者数				平成 27 年受検者数			
						推薦	選抜	一般	入学者	推薦	選抜	一般	入学者	推薦	選抜	一般	入学者
						倍率	倍率	倍率	定員 充足率	倍率	倍率	倍率	定員 充足率	倍率	倍率	倍率	定員 充足率
全 日 制	神戸	神戸商業	情報科		神戸市	0.88			87.50%	1.25			100.00%	0.88			87.50%
	中播磨	姫路商業	情報 科学科		姫路市	0.78			77.50%	0.85			85.00%	1.63			100.00%
	西播磨	伊和	普通科	人間環境	宍粟市		0.88	0.90	90.00%		0.88	0.75	77.50%		0.50	0.79	81.25%
	但馬	日高	看護 専攻科		豊岡市	1.38			80.00%				87.50%				95.00%
		浜坂	普通科		美方郡 新温泉町			0.83	83.33%			0.87	86.67%			0.91	90.83%
		村岡	普通科	地域創造 地域/アトピア クラブ	美方郡 新温泉町		1.17	0.79	82.50%		0.60	0.68	77.50%		0.83	0.57	75.00%
	但馬農業	生活科		養父市	0.50		0.93	95.00%	0.15		0.81	82.50%	0.45		0.52	62.50%	

(※) 生徒定員は普通科を含む

【 定時制高校の定員充足率の落ち込み 】

	地区	学校名	学科	課程	学校所在地	平成 25 年受検者数				平成 26 年受検者数				平成 27 年受検者数			
						推薦	選抜	一般	入学者	推薦	選抜	一般	入学者	推薦	選抜	一般	入学者
						倍率	倍率	倍率	定員充足率	倍率	倍率	倍率	定員充足率	倍率	倍率	倍率	定員充足率
定時制	神戸	湊川	普通科	定時制	神戸市			0.33	43.75%			0.40	52.50%			0.64	78.75%
		神戸工業	電気科	定時制	神戸市			0.25	35.00%			0.50	60.00%			0.40	52.50%
		神戸工業	建築科	定時制	神戸市			0.53	67.50%			0.30	40.00%			0.48	67.50%
		神戸工業	情報技術科	定時制	神戸市			0.50	65.00%			0.53	55.00%			0.30	40.00%
		長田商業	商業科	定時制	神戸市			0.85	92.50%			0.40	47.50%			0.30	37.50%
	阪神南	西宮香風	普通科3部	多部制	西宮市		0.77	0.77	89.58%		0.98	1.35	100.00%		0.67	0.68	86.46%
	北播磨	西脇北	普通科3部	多部制	西脇市		0.39	0.19	46.88%		0.50	0.50	68.75%		0.21	0.23	37.50%
	西播磨	相生産業	機械科	定時制	相生市			0.28	77.50%			0.43	57.50%			0.45	87.50%
		赤穂	普通科	定時制	赤穂市			0.55	70.00%			0.30	50.00%			0.40	67.50%
	但馬	豊岡	普通科	定時制	豊岡市			0.33	32.50%			0.38	40.00%			0.55	57.50%
淡路	洲本	普通科	定時制	洲本市			0.65	77.50%			0.60	67.50%			0.58	80.00%	

## 2. 県立学校の財務事務の執行及び運営の管理

### 〔1〕**兵庫県立神戸高等学校**

#### (1) 学校徴収金の管理

##### 【指摘事項－11】（報告書 177 頁）

学校徴収金事務取扱要綱第 13 条では、「修学旅行、卒業アルバムの作成等予定価格が総額 10 万円以上の契約を行う場合、見積りに必要な仕様を示して、複数の者から見積書を徴し、契約の相手方を選定しなければならない。」とされ、また、同要綱第 14 条では、「校長は、修学旅行、卒業アルバムの作成に係る契約を行う場合、業者選定委員会を設置しなければならない。業者選定委員会は、契約にあたって、見積書を徴収する業者を選定し、また、業者から提出された見積書を比較し、契約を行う業者を選定し、さらに、業者の選定経過について、議事録を作成すること。」とされている。

しかし、**兵庫県立神戸高等学校**では、修学旅行については業者選定を教員のみのもので、当該学年会議にて行っているものの、その議事録や見積比較資料、業者の提案資料は保存されておらず、また、卒業アルバムについては業者選定委員会を設置せず、従来から契約している業者と一者随意契約を行っていた。

### 〔2〕**兵庫県立神戸商業高等学校**

#### (1) 備品等の管理

##### 【指摘事項－12】（報告書 184 頁）

県では「使用耐用期間が、おおむね 1 年以上にわたり、かつ、購入価格、評価額又は修正価格が、100,000 円以上のもの」については、備品管理要領に基づき管理することとしている。備品管理要領第 5 条において「物品管理者は、備品整理票（様式第 1 号）を各備品に貼付し、整理するものとする。」とされており、また、第 6 条において「出納員は財務規則様式第 86 号により備品の出納状況を現物と照合のうえ整理し、適正な管理を図るものとする。」と規定されている。備品出納簿の査閲、備品の現物実査等を実施した結果、①備品整理票が各備品に貼付されていない、②備品出納簿の番号と備品整理票に記入されている番号が一致していない、③備品に貼付されている備品整理票には手書で管理していた旧備品出納簿の番号等が記載されており、現行の物品管理システム導入後の備品整理票の貼り替えが行われていない等、備品管理要領に基づく備品の管理が適切に行われていない事例が散見された。

##### 【指摘事項－13】（報告書 185 頁）

兵庫県立神戸商業高等学校（以下「神戸商業高校」という。）では、図書を除籍に関して独自の除籍基準を定めず、「**学校図書館図書廃棄基準**」（1993 年 1 月 15 日 全国学校図書館協議会制定）に基づき除籍の判断を行っている。「学校図書館図書廃



棄基準」では「一般規準」と「種別規準」が定められ、規準に定める項目に該当した場合には廃棄の対象とするとされているが、**神戸商業高校では過去数年間にわたり図書の除籍は行われていない。**

国公立大学や私立大学が設置する図書館とは異なり、高等学校の図書館はスペースが限定的であり、その中で利用者（生徒及び教職員）の利用に役立つ適切な図書及び関連する資料を十分に整備するためには、**蔵書を定期的に点検評価し、利用価値の失われた図書等を廃棄することも必要であると考えられる。**

特に、神戸商業高校は創立 137 年を経た我が国最古の歴史をもつ商業高校であり、日商簿記検定、全経簿記能力検定、税理士試験等の資格取得を目指す生徒を数多く抱える学校である。税法等の法律や会計基準などは毎年改正されるものであり、常に最新の情報を提供することが重要である。

従って、定期的な蔵書点検を通じて不要な図書を洗い出し、**蔵書を精査することで、学校図書館の利用価値を高めるべきである。**

### 〔3〕**兵庫県立阪神昆陽高等学校**

#### （1）備品等の管理

##### 【指摘事項－14】【指摘事項－15】（報告書 191 頁）

兵庫県立川西高等学校（以下「川西高校」という。）が平成 27 年 3 月に閉校となったことに伴い、川西高校で使用されていた備品等の管理換が行われ、兵庫県立阪神昆陽高等学校（以下「阪神昆陽高校」という。）が管理校となっている。管理換対象物品については、平成 27 年 3 月 31 日付で物品管理換決定書が発出され、川西高校側での管理換登録処理は終了している。しかし、**阪神昆陽高校では、物品管理換決定書に記載された物品に関して、現物との照合作業が終了しておらず、管理換受領登録手続が行われていない。**そのため、既に阪神昆陽高校に現物が存在し、実際に使用されている物品であっても、いまだに備品出納簿上、川西高校に属する備品として取り扱われている。閉校した川西高校の視察を実施したが、阪神昆陽高校に管理換が行われている備品であるにも関わらず、いまだに川西高校に保管されている備品も存在した。従って、**管理換手続が行われた備品について、早急に現物との照合作業を実施し、管理換受領登録手続を完了させるべきである。**

また、備品と同様、川西高校の図書館で保管されていた図書についても、阪神昆陽高校で受け入れている。しかし、受け入れた図書の整理が終了していないことから、図書原簿への登録が行われていなかった。従って、**川西高校から受け入れた図書を早急に整理し、図書原簿への登録を行うべきである。**

#### 〔4〕**兵庫県立阪神昆陽特別支援学校**

##### (1) 生産物収入の管理

【指摘事項－16】【意見－15】（報告書 196 頁）

兵庫県立阪神昆陽特別支援学校（以下「阪神昆陽特別支援学校」という。）では、生徒が実習等で生産したパンを生徒や教職員等に販売しているが、パンの売払を外部に委託し、売払収入は「委託による物品の売却代金」として県に収入している。これは、物品の売払に関しては、委託販売のほか購入者に対して口頭により代金の納入を伝え、直接収納することが出来るが（財務規則第 34 条第 2 項及び第 38 条第 1 項）、その都度会計管理者又は出納員が即納書を作成する必要がある、学校における生産物の売払に適用することは困難であることが理由とされている。

そして、パンの販売に関しては、「県立学校農水産実習生産品等経理要領 事務取扱の手引」に従い、PTAと平成 26 年 4 月 1 日付で「生産品の委託販売契約書」を締結し、PTAに対して販売委託を行っている。そのため、本来であれば契約書第 1 条から第 3 条までの規定に従い、PTAがパンの販売や代金収納事務を行うべきであるが、実際はPTAの兼職承認を受けた阪神昆陽特別支援学校の教職員が上記業務を行っている。また、パンの日々の売払代金については、阪神昆陽特別支援学校の教職員がPTAの専用口座に一旦預け入れ、当該口座から県へ納入されている。しかし、パンの販売収支については、PTAの決算書には全く計上されておらず、また、PTA総会等での報告も行われていない。従って、実質的にはPTAに対して販売を委託しているとは言い難い。当該生産物収入の管理は、兵庫県立農業高等学校（以下「農業高校」という。）の農産物販売収入の管理を手本としてきたとの説明であるが、農業高校においても現在、当包括外部監査における指摘を踏まえ、管理方法の見直しを図っているところである。農業高校における生産物収入管理の見直しを受けて、阪神昆陽特別支援学校においても同様の見直しが行われるべきである。

#### 〔5〕**兵庫県立西宮高等学校**

##### (1) 備品等の管理

【指摘事項－17】（報告書 202 頁）

県では「使用耐用期間が、おおむね 1 年以上にわたり、かつ、購入価格、評価額又は修正価格が、100,000 円以上のもの」については、備品管理要領に基づき管理することとしている。備品管理要領第 5 条において「物品管理者は、備品整理票（様式第 1 号）を各備品に貼付し、整理するものとする。」とされており、また、第 6 条において「出納員は財務規則様式第 86 号により備品の出納状況を現物と照合のうえ整理し、適正な管理を図るものとする。」と規定されている。備品出納簿の査閲、備品の現物実査等を実施した結果、以下のとおり、備品管理要領に基づく備品の管理が適切に行われていない事例が見受けられた。

### 【指摘事項－18】（報告書 203 頁）

兵庫県立西宮高等学校（以下「西宮高校」という。）では、「**学校図書館図書廃棄基準**」（1993年1月15日 全国学校図書館協議会制定）に準じて、以下の場合に図書の除籍を行うこととしている。

〔西宮高校における図書の除籍基準〕

- ① 図書館資料が紛失した場合
  - ・ 天災、火災などの不慮の災害により滅失したもの
  - ・ 貸出者の不注意により紛失し、同一の資料の弁償が不可能のもの
  - ・ 貸出者の転校、卒業などにより督促ができず、回収が不可能なもの
  - ・ **蔵書点検の結果、所在が不明なもの**
- ② 物理的に劣化が激しい場合（汚損、破損など）
- ③ 内容が資料的価値を失っている場合
  - ・ 一般図書については刊行後、20年前後経過している
  - ・ 記述に変更せざるを得ない事実がある
  - ・ 現代の社会情勢を反映していない
  - ・ 高校生の興味、関心からあまりにもかけ離れている
- ④ 利用頻度の低いもの
  - ・ 複本は状態の良い一冊を残す
- ⑤ 各教科の準備室に移動したもの

平成27年2月20日付の決裁書・報告書において、汚損・破損により利用しにくい図書、出版後20年以上経過し資料的価値を失っている図書、蔵書点検により所在不明の図書を除籍することに関して決裁を得ているが、実際には**蔵書点検の結果に基づき除籍処理が行われた図書はない**とのことであった。

国公立大学や私立大学が設置する図書館とは異なり、高等学校の図書館はスペースが限定的であり、その中で利用者（生徒及び教職員）の利用に役立つ適切な図書及び関連する資料を十分に整備するためには、**蔵書を定期的に点検評価し、利用価値の失われた図書等を廃棄することも必要であると考えられる。**

西宮高校では、年に一度蔵書点検が行われていることから、蔵書点検を通じて不要な図書や所在不明の図書を洗い出し、**蔵書を精査することで学校図書館の利用価値を高めるべきである。**

### 【指摘事項－19】（報告書 204 頁）

西宮高校の学校図書館には、県費で購入された図書の他、西宮高校PTAから寄贈を受けた図書が保管されている。予算上の制約もあり、県費で購入可能な図書には限りがあることから、生徒からのリクエストや教科学習（リサーチ、課題研究等）

に役立つ資料等について、過去から継続してPTAから寄贈を受けている。その際、**学校図書として相応しい図書か否かをPTAが選定することは実質的に困難であることから、便宜上、学校側が購入する図書の選定、購入を行ったうえで、PTA会計担当者が代金を支払っていた。**

仮にPTAからの依頼により学校側が購入手続を行う場合でも、PTAからの寄贈である以上、購入する図書を最終的に決定すべきはPTAであり、購入リストをPTA側に提示し、PTAの確認後、図書を購入するなどの手続を実施すべきである。

また、PTAから寄贈を受ける際に受納手続が行われていないことから、寄贈に関する決裁手続を実施すべきである。

## 〔6〕 **兵庫県立農業高等学校**

### (1) 生産物収入の管理

【指摘事項-20】【意見-16】(報告書 213 頁)

農業高校では、生徒が実習等で生産した農産物等を外部業者や教職員等に販売しているが、一部の農産物(牛、馬、豚等)を除き、**物品の売払を外部に委託し、売払収入は「委託による物品の売却代金」として県に収入している。**これは、物品の売払に関しては、委託販売のほか購入者に対して口頭により代金の納入を伝え、直接収納することが出来るが(財務規則第34条第2項及び第38条第1項)、その都度会計管理者又は出納員が即納書を作成する必要がある、学校における生産物の売払に適用することは困難であることが理由とされている。

そして、**学校行事等での農産物の販売に関しては、「県立学校農水産実習生産品等経理要領 事務取扱の手引」に従い、PTAと平成26年4月1日付で「生産品の委託販売契約書」を締結し、PTAに対して販売委託を行っている。**そのため、本来であれば契約書第1条から第4条までの規定に従い、PTAが農産物等の販売や代金収納事務を行うべきであるが、**実際はPTAの兼職承認を受けた農業高校の教職員が上記業務を行っている。**また、農産物等の日々の売払代金については、農業高校の事務職員がPTAの専用口座に一旦預け入れ、15日ごとに調定の上、県へ納入されている。しかし、**農産物等の販売収支については、PTAの決算書には全く計上されておらず、また、PTA総会等での報告も行われていない。**従って、**実質的にはPTAに対して販売を委託しているとは言い難い。**

農産物の販売等は農業高校の教育活動の一環として行われているものであることなどを鑑みれば、「**県立学校農水産実習生産品等経理要領**」を見直し、例えば、校内に「**生産品販売管理委員会**」(構成員:教頭、事務長、科長、担当教諭等)を設置し、当該委員会に販売を委託するなど、**実態に即した委託販売を行うことを可能にすべきである。**

## 【指摘事項－21】（報告書 214 頁）

農業高校では、農産物等の生産、売払等の事務については、主として以下の手順で業務が行われている。

- ① 生徒が実習等で生産した農産物等は、担当教員が生産数量やP T A等への委託販売数量等を記載した日報(個票)を作成、事務室職員に提出する。
- ② 事務室担当者は、日報(個票)に基づき「県立農業学校水産実習生産品等経理要領」で作成が義務づけられている「生産品日報兼生産品処分表」を作成し、校長、事務長、農場長の承認を得る。
- ③ 販売業務を受託したP T A側では、農産物の販売があった場合には、兼職承認を受けた農業高校の教職員が数量や販売金額を記載した日報(個票)の写しと代金を兼職承認を受けた事務室担当者へ提出する。
- ④ 兼職承認を受けた事務室担当者は受け取った販売代金をP T A口座に預け入れる。受け取った当日に預け入れることができない場合には、学校内の金庫に保管し、翌日以降に預け入れる。
- ⑤ 兼職承認を受けた事務室担当者は月の上期と下期に、P T A口座から販売代金を引き出し、県に納付する。

しかし、農業高校における農産物等の生産、売払管理業務については、以下のような問題点があるため、「県立農業学校水産実習生産品等経理要領」を見直し、早急に改善を図るべきである。

- ① 実際に使用されている日報(個票)を確認した結果、日報(個票)には「担当者印」のほか、「照合者」、「整理者」の欄が設けられ、**日報に記載された内容を複数人で確認する様式となっているが、実際には「照合者」、「整理者」欄は使用されていなかった。**
- ② 野菜類や果樹類等の場合、生産(収穫)数量が全て販売されているとの前提のもと、**日報には廃棄等の処分数量や残数量に関する情報は全く記載されていないことから、生産量が全て販売されているかを確認することができない。**
- ③ ジャムやカップケーキ等の**加工品**については、一定期間にわたって販売を行っていることから、その間は在庫として保管することとなる。本来であれば、定期的(例えば毎月末)に実地棚卸を実施し、「生産品日報兼生産品処分票」に記載されている残数量と実在庫数量が一致しているか否かを確認すべきであるが、**実地棚卸は行われていない。**
- ④ P T A側の販売代金を翌日以降に銀行口座に入金する場合は、一時的に学校内の金庫に保管することとなり、その場合、現金出納簿等により管理を行うべきであるが、**現状ではそのような管理は行われていない。**

## (2) 備品等の管理

### 【指摘事項-22】【指摘事項-23】【意見-17】(報告書 218 頁)

農業高校では、学校図書館に約 18,000 冊の図書を保管し、生徒及び教職員に対して図書の貸出を行っている。学校図書館の利用に関する「図書館使用規定」を定めているが、**図書の除籍に関する基準を定めておらず、また、図書の除籍も定期的に行われていない。**

国公立大学や私立大学が設置する図書館とは異なり、高等学校の図書館はスペースが限定的であり、その中で利用者(生徒及び教職員)の利用に役立つ適切な図書及び関連する資料を十分に整備するためには、**蔵書を定期的に点検評価し、利用価値の失われた図書等を廃棄することも必要であると考えられる。**

特に、農業高校は農業科、園芸科、動物科学科等の特色ある専門学科を設置し、農業、園芸、畜産等でのスペシャリストを目指す生徒を数多く抱える学校である。農業高校の学校図書館を視察したが、農業や畜産等に関する専門書も数多く保管されていた。実習等の対応のために、生徒に常に最新の情報を提供することが重要である。従って、**図書の除籍に関する基準を定め、定期的な蔵書点検を通じて不要な図書を洗い出し、蔵書を精査することで、学校図書館の利用価値を高めるべきである。**

一方、専門書を除籍するにあたっては、専門書の内容が資料的価値を失っているか否かを判断する必要があるが、図書の担当教員が必要な専門知識を有していない場合も考えられる。従って、**図書を除籍する際には、専門知識を有する教員と協議した上で除籍対象の図書を慎重に選定し、県立学校内の決裁手続を経た上で実施すべきである。**

## 〔7〕 兵庫県立姫路工業高等学校

### (1) 備品の管理

#### 【指摘事項-24】(報告書 225 頁)

県では「使用耐用期間が、おおむね 1 年以上にわたり、かつ、購入価格、評価額又は修正価格が、100,000 円以上のもの」については、備品管理要領に基づき管理することとしている。備品管理要領第 5 条において「**物品管理者は、備品整理票(様式第 1 号)を各備品に貼付し、整理するものとする。**」とされており、また、第 6 条において「**出納員は財務規則様式第 86 号により備品の出納状況を現物と照合のうえ整理し、適正な管理を図るものとする。**」と規定されている。備品出納簿の査閲、備品の現物実査等を実施した結果、①国庫補助金により平成 22 年 3 月に購入した**テレビ 22 台(3,984,750 円)が備品出納簿に掲載されていない**、②平成 26 年度に 10 台購入した 6 尺旋盤について、それぞれ別々の整理番号が貼られるべきところ、**2 台の 6 尺旋盤に同じ整理番号の備品整理票が貼られていた**、③備品に貼付されている備品整理票には手書で管理していた旧備品出納簿の番号等が記載され

ており、**現行の備品出納簿導入後の備品整理票の貼り替えが行われていない等、備品管理要領に基づく備品の管理が適切に行われていない事例が散見された。**

## 〔8〕 **兵庫県立日高高等学校**

### (1) 備品等の管理

#### 【指摘事項－25】（報告書 230 頁）

県では「使用耐用期間が、おおむね1年以上にわたり、かつ、購入価格、評価額又は修正価格が、100,000円以上のもの」については、備品管理要領に基づき管理することとしている。備品管理要領第5条において「**物品管理者は、備品整理票（様式第1号）を各備品に貼付し、整理するものとする。**」とされており、また、第6条において「**出納員は財務規則様式第86号により備品の出納状況を現物と照合のうえ整理し、適正な管理を図るものとする。**」と規定されている。備品出納簿の査閲、備品の現物実査等を実施した結果、①**備品整理票が各備品に貼付されていない、**②**備品に貼付されている備品整理票には手書で管理していた旧備品出納簿の番号等が記載されており、現行の備品出納簿導入後の備品整理票の貼り替えが行われていない等、備品管理要領に基づく備品の管理が適切に行われていない事例が散見された。**

#### 【指摘事項－26】【指摘事項－27】【意見－18】（報告書 231 頁）

兵庫県立日高高等学校（以下「日高高校」という。）では、学校図書館に約10,000冊の図書を保管し、生徒及び教職員に対して図書の貸出を行っている。学校図書館の利用に関する「図書閲覧規定」を定めているが、**図書の除籍に関する基準を定めていない。また、平成26年度中に図書の除籍を実施しているとの説明を受けたが、除籍に関する学校内での決裁手続を行っていなかった。**

国公立大学や私立大学が設置する図書館とは異なり、高等学校の図書館はスペースが限定的であり、その中で利用者（生徒及び教職員）の利用に役立つ適切な図書及び関連する資料を十分に整備するためには、**蔵書を定期的に点検評価し、利用価値の失われた図書等を廃棄することも必要であると考えられる。**

特に、日高高校は看護科・福祉科を設置し、看護師や介護福祉士の資格取得を目指す生徒を数多く抱える学校である。日高高校の学校図書館を視察したが、看護や介護等に関する専門書も数多く保管されていた。資格取得や実習等の対応のために、生徒に常に最新の情報を提供することが重要である。従って、**図書の除籍に関する基準を定め、定期的な蔵書点検を通じて不要な図書を洗い出し、蔵書を精査することで、学校図書館の利用価値を高めるべきである。**

一方、専門書を除籍するにあたっては、専門書の内容が資料的価値を失っているか否かを判断する必要があるが、図書の担当教員が必要な専門知識を有していない場合も考えられる。従って、**図書を除籍する際には、専門知識を有する教員と協議**

した上で除籍対象の図書を慎重に選定し、県立学校内の決裁手続を経た上で実施すべきである。

## (2) 教員の確保

【意見-19】(報告書 232 頁)

日高高校は、県下に2校しかない看護科を設置する学校であるが、**看護教員の確保に大変苦勞している。**

日高高校の看護教諭8名のうち5名が特別免許状の教諭であり、また臨時免許状の臨時講師が6名の配置となっている。

特別免許状の教諭、臨時免許状の臨時講師の多くは、病院等で看護実務の豊富な経験を有しており、実際には生徒の実習先の病院に依頼して、病院側がそれに応じて看護師不足の中で、学校教育のために人材協力している実態がある。また、教員としての処遇は、看護師としてのキャリアを多少考慮するものの、看護師として病院勤務する場合と比較した場合には下がることが多い。

病院側の看護師不足は深刻であり、**日高高校では今後も看護教員の確保に苦勞することが見込まれる。**地方都市における慢性的な看護師不足を解消するために日高高校は大変重要な役割を果たしていることを考えると、**県教育委員会と協力し、看護教員の確保に向けた具体的な対策を検討すべきである。**

## 〔9〕**兵庫県立芦屋国際中等教育学校**

特になし。



## 別 添 指摘事項及び意見のまとめ

包括外部監査の指摘事項及び意見につき一覧できるよう項目を整理するとともに、これらの項目のうち**包括外部監査人が特に重要度が高いと判断した項目には◎**を付し、**次いで重要と判断した項目に○**を付して、指摘事項及び意見のまとめとした。

### 1. 兵庫県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理

#### (1) 高額物品の調達契約について

##### 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－1〕	姫路工業高校の高額物品の調達契約については、県教育委員会の十分な指導がなかったことにより、その入札過程において透明性、公正性、公平性の観点から大いに反省すべき点が多い。	◎	133
〔指摘事項－2〕	特定の業者1者のみから下見積りを徴収し、その下見積り金額を基に設計価格、予定価格を算定していること、5つの物品をまとめて一括入札に付しているにもかかわらず入札公告期間及び仕様確認期間が十分確保されていなかったことは、入札の透明性、公正性、公平性の観点に照らし適切ではない。	◎	134
〔指摘事項－3〕	2つの県立工業高校において、ほぼ同時期に同じ業者から同じ物品を購入したにもかかわらず、購入額に約5百万円の差異があった。もし、各県立学校の入札事務等を指導する立場にある県教育委員会が積極的に関与していれば、購入額がさらに減少した可能性がある。	◎	137

##### 意 見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
〔意見－1〕	稀にしか実施しない高額物品の調達契約については、各県立学校だけで実施するのではなく、入札事務等を指導する県教育委員会が積極的に関与し、適正に指導すべきであったと考えられる。県教育委員会は、金額的重要性に応じて物品の入札事務等の関与のあり方を明確にし、それぞれの事務フローを検討すべきである。	◎	133
〔意見－2〕	競争入札にあたり、設計金額を決定する際には、過去の類似入札案件、それが無ければ、他府県の先行事例を参考にして決定すべきであり、下見積りを徴収せざるを得ない場合には、必ず複数の業者から下見積りを徴収すべきである。	◎	134

## (2) 耐震補強工事について

### 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－4〕	県土整備部県土企画局契約管理課では、耐震補強工事に係る設計関係書類について、法令に保存期間の定めがあるものを除き、「文書管理規則」第8条別表のうち3年保存を適用し、設計会社から納品を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から3年経過した日をもって廃棄する取扱いとしていた。結果的には、平成26年度に実施された耐震補強工事に係る設計関係書類の全ては現物確認ができたが、文書管理規則に基づき、書類の重要度を考慮して、工事が完了した日の属する会計年度の翌会計年度を起算とすべきである。	◎	139

### 意 見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
〔意見－3〕	試行的に採用した「設計・施工一括発注方式」及び「総合評価落札方式」の導入を見送った経緯等についての総括を踏まえ、当該方式に適した工事については、今後、発注方式として検討すべきである。		140
〔意見－4〕	県立学校の耐震補強工事に係る仮設校舎の賃貸借契約については、各県立学校において過去に入札参加辞退を繰り返した業者を把握できるよう過去の契約実績における指名業者名、落札業者名及び辞退業者名をまとめた一覧表を県教育委員会が作成し、業者指名の参考資料として入札を実施する県立学校に送付するとともに、適切な助言を行うことで十分な競争原理が担保されるよう努めるべきである。	○	145

## (3) 県立学校施設の老朽化対策費用について

### 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－5〕	平成30年度までの完了を目指す耐震化事業を優先する中、老朽化対策までには十分な予算配分がなされていない。県立学校施設の経済的耐用年数は60年程度とされており、耐震化事業完了後、速やかに実施できるよう、今のうちから具体的な老朽化対策を打ち出すべきである。	◎	147

## 意見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-5]	具体的な老朽化対策として、物理的耐用年数を 80 年程度（改修後 30 年以上）にまで延ばすことが可能となるよう、早急に長寿命化改修の導入を検討すべきである。なお、文部科学省が策定した手引や公有財産台帳による県立学校施設の建築年度ごとの延床面積等により試算した結果によれば、長寿命化改修を選択すると、改築を選択した場合と比較して、30 年間で約 1,000 億円のコスト削減、年平均で 33 億円のコスト削減の効果が見込まれるとのことである。	◎	147

### （４）緊急修繕・環境整備工事の執行状況について

#### 指摘事項

特になし。

#### 意見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-6]	平成 26 年度の緊急修繕・環境整備工事の各学校からの要望に対する執行率は、件数で 35.2%、金額で 23.8%と低い。執行されなかったことによる影響について、県教育委員会で各県立学校の意見を確認した上で、翌年度以降の予算確保に向けて、慎重に検討すべきである。		152

### （５）その他計画整備事業について

#### 指摘事項

特になし。

#### 意見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-7]	県教育委員会において予算総額を考慮し、要求すべき事業を実現可能性があるものに絞り込むなど、明確な基準を示したうえで、各県立学校に、少なくとも業者見積りを徴収する等して、金額の記載を行うように指導すべきである。		154
[意見-8]	県教育委員会では、工事の優先順位とその判断基準を明確にして、工事内容をランク分けできるようにし、各県立学校が工事実施要求を行う際には、工事毎にランク分けして関係資料を提出するよう指導すべきである。		154

(6) 一括契約を実施している請負・委託契約について

**指摘事項**

特になし。

**意見**

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
〔意見-9〕	各都道府県教育委員会の一括契約の状況を踏まえて、コストダウン効果が期待できる一括契約を増加させることを検討すべきである。	◎	156

(7) 学校徴収金の管理について

**指摘事項**

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項-6〕	学校徴収金事務取扱要綱において求められている出納簿や決算報告書等の作成が行われていないケースが数多く散見された。また、一部の県立学校においては、平成 26 年度の証拠書類等が既に廃棄されているケースも見受けられた。県教育委員会は、学校徴収金について再度要綱の遵守を徹底するとともに、積極的に指導を行うべきである。	◎	158
〔指摘事項-7〕	学校徴収金に係る業者支払いについて、頻繁に現金で支払いをしているケースが見受けられたが、盗難等のリスク等を勘案すると原則銀行振込とすべきである。やむを得ず、現金で支払う場合でも、預金口座からの出金後から支払いまでの間は、県立学校の金庫に保管しておくべきである。県教育委員会は現金の取扱ルールについて、各県立学校を指導すべきである。	◎	158
〔指摘事項-8〕	学校徴収金において、やむを得ず教員が業者への立替払いを行っているケースが見受けられた。立替払いは、一時的なものではあったが、20万円を超えるものがあるなど、教員一人が立替えるには高額であり、好ましくない。教員による立替払いについては、原則として禁止とし、やむを得ない場合の対応方法等についてルールを定め、周知徹底を図るべきである。	◎	158
〔指摘事項-9〕	学校徴収金事務取扱要綱第 15 条では、校内監査委員による監査を行うことになっており、監査を受ける前提として、単に出納簿を作成するだけでなく、証拠書類と出納簿、勘定明細、決算報告書の関係性を説明できるよう帳簿を整備し、決算書を作成する側が説明責任を果たせるように県教育委員会は各県立学校に対する指導を徹底すべきである。	◎	161

## 意見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
〔意見－10〕	県教育委員会では、表計算ソフトを利用した標準的な帳簿体系を準備し、これを県立学校に配布することで、学校徴収金の決算を担当する教員が効率的かつ適切に学校徴収金の管理が行えるよう、各県立学校の指導を徹底すべきである。	◎	161
〔意見－11〕	教員は、学校徴収金及び会計についての知識が十分でない場合も多いことから、学校徴収金の管理についての研修会の実施、会計事務に精通した者が適切な指導を行う等の対応をすべきである。	◎	161
〔意見－12〕	学校徴収金の未納は、県立学校全体に関する問題であり、県教育委員会は学校徴収金の未納割合を下げるための施策について、各県立学校で意見交換を行う機会等を設けるべきである。	○	164

### (8) 教職員の勤務時間の適正化について

#### 指摘事項

特になし。

#### 意見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
〔意見－13〕	職場としての学校が教職員の心身の健全化を図ることによって生徒に明るい表情が宿るのではと考えられるので、過度の超過勤務は全ての局面で是正されるべきであり、「教職員の勤務時間適正化 新対策プラン」に掲揚されている「調査・照会・提出書類の簡素化」「校務・業務の効率化・IT化」「学校事務の改善」「会議・研修・出張・研究指定等の見直し」「学校行事・事業の見直し」は是非実現されるべきである。		165

### (9) 備品の管理について

#### 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－10〕	県教育委員会は各県立学校に対して備品の管理を適切に行うよう指導すべきである。	○	168

#### 意見

特になし。

(10) 望ましい規模と配置の在り方について

**指摘事項**

特になし。

**意見**

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
〔意見-14〕	望ましい規模と配置の在り方については、継続的な検討課題として、更に有識者の意見を踏まえて、計画的、具体的な長期ビジョンを示すべきである。	○	169

2. 県立学校の財務事務の執行及び運営の管理

〔1〕 兵庫県立神戸高等学校

**指摘事項**

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項-11〕	神戸高校では、修学旅行については業者選定を教員のための当該学年会議にて行っているものの、その議事録や見積比較資料、業者の提案資料は保存されておらず、また、卒業アルバムについては業者選定委員会を設置せず、従来から契約している業者と一者随意契約を行っていた。	○	177

**意見**

特になし。

〔2〕 兵庫県立神戸商業高等学校

**指摘事項**

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項-12〕	備品の管理が不十分である。		184
〔指摘事項-13〕	図書の定期的な点検評価を実施し、学校図書館の利用価値を高めるべきである。		185

**意見**

特になし。

## 〔3〕 兵庫県立阪神昆陽高等学校

## 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－14〕	川西高校の閉校に伴い、管理換手続が行われた備品について、早急に現物との照合作業を実施し、管理換受領登録手続を完了させるべきである。	○	191
〔指摘事項－15〕	川西高校から受け入れた図書を早急に整理し、図書原簿への登録を行うべきである。		191

## 意 見

特になし。

## 〔4〕 兵庫県立阪神昆陽特別支援学校

## 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－16〕	阪神昆陽特別支援学校では、PTAとの間で「生製品の委託販売契約書」を締結し、パンの販売をPTAに委託しているが、実際には阪神昆陽特別支援学校の教職員が販売や代金収納事務を行っており、実質的にはPTAに対して販売を委託しているとは言い難い。	○	196

## 意 見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
〔意見－15〕	農業高校における生産物収入管理の見直しを受けて、阪神昆陽特別支援学校においても同様の見直しが行われるべきである。	○	196

## 〔5〕 兵庫県立西宮高等学校

## 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－17〕	備品の管理が不十分である。		202
〔指摘事項－18〕	図書の定期的な点検評価を実施し、学校図書館の利用価値を高めるべきである。		203

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－19〕	P T Aから図書を寄贈された場合は、寄贈にかかる決裁手続を実施すべきである。		204

## 意 見

特になし。

## 〔6〕 兵庫県立農業高等学校

### 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－20〕	農業高校では、P T Aとの間で「生製品の委託販売契約書」を締結し、農産物等の販売をP T Aに委託しているが、実際には農業高校の教職員が販売や代金収納事務を行っており、実質的にはP T Aに対して販売を委託しているとは言い難い。	◎	213
〔指摘事項－21〕	農業高校における農産物等の生産、売払管理業務について、「県立学校農水産実習生製品等管理要領」を見直し、早急に改善を図るべきである。	◎	214
〔指摘事項－22〕	図書の除籍に関する基準を定めるべきである。		218
〔指摘事項－23〕	図書の定期的な点検評価を実施し、学校図書館の利用価値を高めるべきである。		218

## 意 見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
〔意見－16〕	「県立学校農水産実習生製品等経理要領」を見直し、例えば、校内に「生製品販売管理委員会」を設置し、当該委員会に販売を委託するなど、実態に即した委託販売を行うことを可能にすべきである。	◎	213
〔意見－17〕	図書を除籍する際には、専門知識を有する教員と協議した上で除籍対象の図書を慎重に選定し、県立学校内の決裁手続を経た上で実施すべきである。		218



## 〔7〕 兵庫県立姫路工業高等学校

## 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－24〕	備品の管理が不十分である。		225

## 意 見

特になし。

## 〔8〕 兵庫県立日高高等学校

## 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－25〕	備品の管理が不十分である。		230
〔指摘事項－26〕	図書の除籍に関する基準を定めるべきである。		231
〔指摘事項－27〕	図書の定期的な点検評価を実施し、学校図書館の利用価値を高めるべきである。		231

## 意 見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
〔意見－18〕	図書を除籍する際には、専門知識を有する教員と協議した上で除籍対象の図書を慎重に選定し、県立学校内の決裁手続を経た上で実施すべきである。		231
〔意見－19〕	日高高校では今後も看護教員の確保に苦勞することが見込まれることから、県教育委員会と協力し、看護教員の確保に向けた具体的な対策を検討すべきである。		232

## 〔9〕 兵庫県立芦屋国際中等教育学校

## 指摘事項

特になし。

## 意 見

特になし。